# 会計情報

Accounting, Tax & Consulting

留意事項

有価証券報告書の開示に関する 繋がが報告第44号「グローバル・ミェマム課税に対応する法人税 法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」の解説

ポイント

収益認識基準適用2年目における 国の会計と関連制度(1回目)~国 の財務書類開示の経緯と概略~







### Contents

有価証券報告書の開示に関する留意事項 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税 44 に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の 適用に関する当面の取扱い」の解説 公認会計士 早野 真史 46 収益認識基準適用2年目におけるポイント 公認会計士 森 みずほ 金融庁:四半期報告書制度の廃止を含む 会計・監査 -50 金融庁関連法律案等の公表 『会計情報』編集部 金融庁:「記述情報の開示の好事例集2022」の 51 更新 『会計情報』編集部 金融庁:「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法 52 に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等 に対するパブリックコメントの結果等 『会計情報』編集部 国際会計基準(IFRS)一つくり手の狙いと監査 53 第34回 IFRS第17号「保険契約」(その3) 前 国際会計基準審議会 (IASB) 理事 鶯地 隆継 グループ通算制度の重要ポイント(第4回) 56 個別項目の計算方法 デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野 久子 国の会計と関連制度(1回目) 62 ~国の財務書類開示の経緯と概略~ 公認会計士 長村 彌角

75 会計基準等開発動向

## 有価証券報告書の開示に関する留意事項

ひろはし さと 公認会計士 廣橋 里美

本稿では、2023年3月決算の有価証券報告書の開示 に関する留意事項について解説を行う。

本稿で使用する有価証券報告書の記載事例は、公益財 団法人 財務会計基準機構の作成した『有価証券報告書 の作成要領』(2023年3月期提出用)を参考にしている。

また、金融庁のウェブサイト『企業情報の開示に関す る情報(記述情報の充実)』では、「記述情報の開示に関 する原則」及び「記述情報の開示の好事例集2022」等 の情報が集約されており、2023年3月期の有価証券報 告書を作成するにあたって参考になるものと考えられ る。また、2023年3月には、金融庁より『有価証券報 告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証 券報告書レビューの実施について(令和5年度)』が公 表されているため、留意されたい。

#### 金融庁

『企業情報の開示に関する情報(記述情報の充実)』 https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html

『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事 項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和5 年度)』

https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-3/20230324-3.html

2023年1月31日に公表された「企業内容等の開示に 関する内閣府令」等の改正については、会計情報4月号 に掲載の「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の 改正の概要(有価証券報告書におけるサステナビリティ 情報やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充)」、 また、収益認識に関する会計基準等の適用2年目以降の 対応については、会計情報5月号に掲載の「収益認識基 準適用2年目におけるポイント」についても参照された

以下においては、原則として、指定国際会計基準及び 修正国際会計基準に関連する規定については記載してい ないため、これらに基づく開示を行う会社においては注 意が必要である。

	凡例
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)(最終改正令和5年1月31日内閣府令第11号)
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン) (最終改正令和5年1月31日内閣府令第11号)
記載上の注意	開示府令第三号様式(記載上の注意)
第二号様式記載上の注意	開示府令第二号様式(記載上の注意)
パブコメ	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)
開示原則	「記述情報の開示に関する原則」(平成31年3月19日)
開示原則(別添)	「記述情報の開示に関する原則(別添)ーサステナビリティ情報の開示について一」(令和5年1月31日)
DWG報告	「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」(令和4年6月13日)
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 (平成3年法律第76号)
女性活躍推進法等	女性活躍推進法又は育児・介護休業法
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号)
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意 事項について(財務諸表等規則ガイドライン)(令和3年9月24日 金融庁企画 市場局)

	凡例
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第 28号)(最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号)
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留 意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)(令和3年9月24日 金融庁 企画市場局)
純資産会計基準	企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(最 終改正2021年1月28日 企業会計基準委員会)
包括利益会計基準	企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(最終改正2022年 10月28日 企業会計基準委員会)
連結キャッシュ・フロー実務指針	会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」(最終改正平成26年11月28日 日本公認会計士協会)
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(改正2020年3月31日 企業会計基準委員会)
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(最終改正2021年3月26日 企業会計基準委員会)
会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準	企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(改正2020年3月31日 企業会計基準委員会)
見積開示会計基準	企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020年3月 31日 企業会計基準委員会)
時価算定会計基準	企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準委員会)
改正時価算定適用指針	企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(改正2021年6月17日 企業会計基準委員会)
棚卸資産会計基準	企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(最終改正2019年7 月4日 企業会計基準委員会)
金融商品会計基準	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(最終改正2019年7月4日 企業会計基準委員会)
金融商品時価等開示適用指針	企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会)
工事契約会計基準	企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」(平成19年12月27日 企業 会計基準委員会)
金融商品実務指針	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(最終改正 2022年10月28日 日本公認会計士協会)
金融商品会計Q&A	金融商品会計に関するQ&A (最終改正2022年10月28日 日本公認会計士協会 会計制度委員会)
ストック・オプション適用指針	企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の 適用指針(改正平成18年5月31日 企業会計基準委員会)
税効果会計基準	「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日 企業会計審議会)
「税効果会計基準」の一部改正	企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(平成30年 2月16日 企業会計基準委員会)
資産除去債務会計基準	企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)
資産除去債務適用指針	企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」 (改正平成23年3月25日 企業会計基準委員会)
賃貸等不動産会計基準	企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(改正 平成23年3月25日 企業会計基準委員会)
賃貸等不動産適用指針	企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年11月28日 企業会計基準委員会)
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(最終改正 平成22年6月30日 企業会計基準委員会)
セグメント情報等適用指針	企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の

凡 例						
1株当たり会計基準	企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(最終改正平成 25年9月13日 企業会計基準委員会)					
取締役の報酬等として株式を無償交付する 取引に関する取扱い	実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(2021年1月28日 企業会計基準委員会)					
LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ 会計の取扱い	実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(改正2022年3月17日 企業会計基準委員会)					
グループ通算制度を適用する場合の会計処 理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021年8月12日 企業会計基準委員会)					
連結財務諸表作成における在外子会社等の 会計処理に関する当面の取扱い	実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に 関する当面の取扱い」(最終改正2019年6月28日 企業会計基準委員会)					
持分法適用関連会社の会計処理に関する当 面の取扱い	実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」 (最終改正平成30年9月14日 企業会計基準委員会)					
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付 する取引に関する実務上の取扱い	実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(改正平成27年3月26日 企業会計基準委員会)					
資金決済法における暗号資産の会計処理等 に関する当面の取扱い	実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(平成30年3月14日 企業会計基準委員会)					
リース手法を活用した先端設備等投資支援 スキームにおける借手の会計処理等に関す る実務上の取扱い	実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに おける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」(改正平成27年3月11日 企 業会計基準委員会)					
従業員等に対して権利確定条件付き有償新 株予約権を付与する取引に関する取扱い	実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を 付与する取引に関する取扱い」(平成30年1月12日 企業会計基準委員会)					
公共施設等運営事業における運営権者の会 計処理等に関する実務上の取扱い	実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に 関する実務上の取扱い」(平成29年5月2日 企業会計基準委員会)					
正当な理由による会計方針の変更等に関す る監査上の取扱い	監査・保証実務委員会実務指針第78号「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」(改正平成23年3月29日 日本公認会計士協会)					
追加情報の注記について	監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」(最終改正 平成30年2月16日 日本公認会計士協会)					
後発事象に関する監査上の取扱い	監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(最 終改正2022年10月13日 日本公認会計士協会)					
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『有価証券報告書の作成要領』(2023年3月 期提出用)					

#### 2023年3月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

2023年3月期の有価証券報告書を作成するにあたり、新たに適用される会計基準等に関連する主な改正点を下表 にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

#### 1.「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等の適用に関する事項

項目	ページ
第1企業の概況	
<ul><li>● 従業員の状況</li></ul>	8
第2事業の状況	
● サステナビリティに関する考え方及び取組	10
第4提出会社の状況	
● コーポレート・ガバナンスの概要	18
● 監査の状況	19
● 株式の保有状況	22

#### 2. 改正時価算定適用指針の適用に関する事項

項 目	ページ
第5経理の状況	
● 会計方針の変更に関する注記	28
● 金融商品関係	32

#### 3. グループ通算制度に関する会計処理及び開示に関する取扱いの適用に関する事項

項目	ページ
第5経理の状況	
● 税効果会計関係	36

#### 2023年3月期の有価証券報告書作成に係る主な留意点

有価証券報告書の記載としては、例えば次のような記載が考えられる。

		備考				
表紙						
氏名	開示府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を括弧書で併せて記載することができる。					
第一部 企業情報	R .					
第1 企業の概況	2					
1 主要な経 営指標等の推 移	「1株当たり当期純利益金額」(第二号様式 記載上の注意(25)a(h)及びb(k))については、「1株当たり当期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる。また、「純資産額」(第二号様式 記載上の注意(25)a(e)及びb(g))及び「総資産額」(第二号様式 記載上の注意(25)a(f)及びb(h))については、それぞれ「純資産」及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられる(作成要領21ページ作成にあたってのポイント①)。  「主要な経営指標等の推移」に関して、開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会	記載上の注意(5) 開示ガイドライ 5-12-2、24-10 第二号様式記載 の注意(25)				
	計処理の確定の適用が規定されている。 ① 最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会計処理の確定は、当連結会計年度の前連結会計年度及び当事業年度の前事業年度に係る主要な経営指標等(開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。)について当該遡及適用等の内容を反映しなければならないことに留意する。 ② 当連結会計年度の前連結会計年度及び当事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。 ③ 遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。					
	なお、連結財務諸表を作成している提出会社が、財務諸表等において1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の記載を省略した場合においても、提出会社の経営指標等において当該経営指標等を記載することとなる。					
	自己資本比率及び自己資本利益率を算定するにあたっては、純資産額から連結財規第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財規第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財規第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除する。					
	収益認識会計基準を適用する場合の記載事例は以下のとおりである。					
	(作成要領 12ページ)					
	(「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)等を適用し、これに伴い第XX期に係る主要な経営指標等を変更している場合)					
	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等 を第YY期の期首から適用しており、第YY期に係る主要な経営指標等につい ては、当該会計基準等を溯って適用した後の指標等となっている。					

項目	留意点	備考
	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第YY期の期首から適用しており、第YY期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。	
主標等   2) 提   2) 提   2   2   2   2   2   2   2   2   2	(記載上の注意(5)、第二号様式記載上の注意(25)】 (25) 主要な経営指標等の推移 a~e (省略)  「最近5年間の株主総利回り((a)及び(b)に掲げる値を合計したものを提出会社の事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては11事業年度)前の事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては11事業年度)前の事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては11事業年度)前の事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては11事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日における株価(当時を10分とした。) 保持を1つより、提出会社が選択する株価指数(金融商品取引所に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値を数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。) 又はこれに類する数値をいう。) における最近5年間の総利回りと比較して記載すること。ただし、相互会社にあっては、記載を要しない。 なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、寛定方法の概要を併せて記載し、最近5事業年度の間に株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、当該株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載すること。(a) 提出会社の最近5事業年度の各事業年度の末日における株価、株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には当該認可金融商品取引業協会に登録されている場合には当該認可の事業年度別の書業年度の未日に係る事業年度の末日に係る事業年度の末日に係る事業年度の事業年度の表出に係る事業年度の末日に係る事業年度の末日に係る事業年度との記載すること。ただし、相互会社にあっては、記載を要しない。 (a) 最近5年間の事業年度別の事業年度から(a)の各事業年度の末日に係る事業年度の事業年度別前の事業年度から(a)の各事業年度の末日に係る事業年度の主に記載を30人の名事業年度の末日に係る事業年度により記載が30名には、株理五分にに、株理五分にに、株理五分には、表現5年間の株理を記載すること。ただし、相互会社の音楽は登録されている場合には、普頭ごとに記載すること。ただし、程数では開か株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。なお、未価指数における最近5年間の株主総利回りと比較することとなる、「提出会社が選択する株価指数における最近5年間の株主総利回りと比較することとなる、「提出会社が選択する株価指数に対ける最近年間の総利回りと比較することとなる、「提出会社が選択する株価指数に対ける最近の単には対しる場では、当該気配相場を記載するままなまままままままままままままままままままままままままままままままままま	記載上の注意(5)第二号様式記載上の注意(25)

項目	留 意 点	備考
	収益認識会計基準を適用する場合の記載事例は以下のとおりである。 (作成要領 14ページ)	
	(「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)等を適用し、これに伴い第XX期に係る主要な経営指標等を変更している場合)	
	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第YY期の期首から適用しており、第YY期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。	
	「「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)第84項ただし書きを 適用し、これに伴い第XX期に係る主要な経営指標等を変更していない場合)	
	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等 を第YY期の期首から適用しており、第YY期に係る主要な経営指標等につい ては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。	
3 事業の内容	記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされている(開示ガイドライン5-14、24-10)。 例えば、「3 事業の内容」において、主要な関係会社の名称等を記載することが求められているが、「4 関係会社の状況」において、「3 事業の内容」に記載すべき主要な関係会社の名称等をまとめて記載したうえで、「3 事業の内容」においては、「4 関係会社の状況」の記載を参照する等の記載を行うことができると考えられる(作成要領 27ページ 作成にあたってのポイント①)。	記載上の注意(7) 第二号様式記載上 の注意(27)c
	提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等については、企業グループの実態を投資者により分かりやすく示すため、例えば、バリューチェーンにおける提出会社及び関係会社の位置付けを示す図や表など、事業系統図以外の形式により示すこともできると考えられる(作成要領27ページ作成にあたってのポイント®)。	
	提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載することとされている。 特定上場会社等とは、関係会社に対する売上高(製品・商品売上高を除く。)が総売上高の80%以上の上場会社をいう。	
5 従業員の状況	当連結会計年度末日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう。)をセグメント情報に関連付けて記載する。 提出会社の当連結会計年度末日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与(賞与を含む。)を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載する。	記載上の注意(9) 第二号様式記載上 の注意(29) 開示ガイドライン 5-16-3、24-10 パブコメNo.11、19、
	提出会社及びその連結子会社が女性活躍推進法等の規定により、下記項目について当事業年度における数値の公表を行わなければならない会社に該当する場合、それぞれにおける下記項目について開示する。	21、23、31、34、 43、60 開示原則(別添) (注2)
	上記3つの項目(以下、「女性管理職比率等」という。)について記載が求められる連結子会社は、重要性に関係なく、全ての連結子会社を指すとされている。	
	ただし、女性活躍推進法等の規定による公表義務の対象とならない会社については、記載を省略することができる。	

#### 項目 留意点 備 老

また、主要な連結子会社以外の項目については、連結子会社のうち、主要な 連結子会社以外の項目について、「第一部 企業情報」の「第7 提出会社の参考 情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができ、その場合には、その 箇所を参照する旨、記載する。

なお、開示原則(別添)(注2)では、投資判断に有用である「連結ベース」 での開示に努めるべきであるとされている。当該「連結ベース」とは、各社単 体ではなく、連結会社及び連結子会社において集約した1つの数値で、女性管理 職比率等の指標を開示することを想定しているとされている。

女性管理職比率等について、「連結ベース」で開示することまでは義務付けら れておらず、「連結ベース」で開示する場合には、例えば、連結財規第2条第5 号に規定されている「連結会社」ベースで開示するほか、企業において、投資 家に有用な情報を提供する観点から提出会社グループのうち、より適切な範囲 を開示対象とすることも考えられ、企業において独自の範囲を開示対象とする 場合には、当該グループの範囲を明記することが重要であるとされている。

女性管理職比率等については、投資者の理解に資するよう、任意で、より詳 細な情報や補足的な情報を記載することも可能とされている。

また、女性管理職比率等については、当事業年度の内容を記載することが求 められているが、投資者が理解しやすいよう、企業の判断により、女性管理職 比率等の数値の基準日や対象期間を記載することも考えられるとされている。

男性労働者の育児休業取得率については、女性活躍推進法のほか、育児・介 護休業法においても、常時雇用する労働者の数が一定数を超える事業主に公表 が義務付けられている。

また、育児・介護休業法第71条の4では、公表を行う日の属する事業年度の 直前の事業年度における「育児休業等の取得割合」又は「育児休業等と育児目 的休暇の取得割合」のいずれかの割合を公表することとされており、いずれか の割合を記載する場合には、そのいずれかの方法により算出したものかを明示 する。

労働者の男女の賃金の差異については、労働者の人員数について労働時間を 基に換算し算出している場合には、その旨を注記する。

(作成要領 34ページ)

- (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労 働者の男女の賃金の差異
  - ① 提出会社

管理職に占める	里性宇宙大(/)		第 賃金	補足説明			
女性労働者 割合(% (注1)		取得率(%)	全労働者	全労働者 正規雇用 パート・ 労働者 有期労働者			
XX.X		XX.X	XX.X	XX.X	XX.X		

- (注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規
  - 定に基づき算出したものである。 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成 3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1 号における育児休業等の取得割合を算出したものである。
- ② 連結子会社

当事業年度									
	管理職に 占める	男性労働者の 育児休業取得率 (%)			労働者の男女の 賃金の差異(%)(注1)			補足説明	
名 称	女性労働者 の割合 (%) (注 1)	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
○○電子(株)	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X	
(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X	
(株)○○電機	XX.X	XX.X	_	_	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X	
~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~

項目	留意点	備考
	(注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護株業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。 3.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。	
第2 事業の状況	ਸ	
1 経営方針、 経営環境及び 対処すべき課 題等	企業と投資者との建設的な対話に資するとの観点から、投資者の投資判断に必要な情報や対話に資する情報を、各企業がそれぞれの経営内容に即して記載することが考えられる(作成要領43ページ作成にあたってのポイント①)。「経営方針・経営戦略等」については、「経営方針」「経営戦略」という名称のものでなくとも、中長期的な会社の経営方針・経営戦略に相当するものとして、例えば、経営理念やビジネスモデル、経営計画等を記載することが考えられる(作成要領43ページ作成にあたってのポイント②)。「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載するとされている。また、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の欄に記載する事項が当連結会計年度末から提出日までの間に変更された場合には、変更された旨及び変更後の内容を記載することが考えられる(作成要領43ページ作成にあたってのポイント④)。	記載上の注意(10) 第二号様式記載上 の注意(30)
2 サステナリティ で で で 取 組	当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載する。 ① 「ガパナンス」及び「リスク管理」について記載する。 ② 「戦略」並びに「指標及び目標」のうち重要なものについて記載する。 ただし、人的資本に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、次のとおり記載する。 a 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の解用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を戦略において記載する。 b aの方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載する。 b aの方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標にあいて記載する。 b aの方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標」の解組みを通じて重要と判断したサステナビリティ項目について、「戦略」並びに「指標及び目標」の開示も求められている。  開示原則(別添)(注1)では、サステナビリティ情報として、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガパナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティ等に関する事項が含まれ得ると考えられるとされている。サステナビリティの定義は定められておらず、開示原則(別添)(注1)において示された項目は例示であり、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、重要性があると判断した項目について開示することが求められている。  例えば、気候変動関連の情報について、サステナビリティ情報の一つとして、上記の枠組みで、その開示の要否が判断されることになると考えられるとされている。 「ガパナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされ、温室効果ガス(GHG)排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑め、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1(事業者自らによる直接排出)・Scope2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使	記載上の注意(10-2) 第二号様式記載上 の注意(30-2) 開示ガイドライン 5-16-2、5-16-4、 5-16-5、24-10 パブコメNo.80、 83、88、106、113、 142、166、238、 243、254、257 開示原則(別添)(望ましい開示に向けた取組み)(注1)(注2)

項目 留意点 備 老 用に伴う間接排出)のGHG排出量について、企業において積極的に開示するこ とが期待されるとされている。 重要性の判断に当たっては、開示原則2-2において、「記述情報の開示の重要 性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。」 としており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考 慮して判断することが望ましい。」としていることを参考にすることが考えられ るとされている。 開示原則(別添)(望ましい開示に向けた取組み)では、「戦略」並びに「指 標及び目標」について、重要性を判断したうえで記載しないこととした場合で も、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されている。 記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書の他の箇所において記載し た場合には、その旨を記載し、当該他の箇所の記載を参照することができる。 例えば、第二号様式記載上の注意 (30-2) c(b) に規定される「当該指標を用 いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意(29)に規定される女性管理職 比率等を「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意す また、サステナビリティに関する考え方及び取組を補完する詳細な情報につ いて、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。 参照先の提出会社が公表した他の書類には、前年度の情報が記載された書類 や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられるとされており、将 来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定時期や 公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれるとされている。 公表した他の書類には、ウェブサイトを参照することも考えられるとされて おり、この場合には、更新される可能性がある場合はその旨及び予定時期を記 載したうえで、更新した場合には、更新個所及び更新日をウェブサイトにおい て明記することが考えられるとされている。 また、有価証券報告書の公衆閲覧期間中は、継続して閲覧可能な状況とする ことも考えられるとされている。 参照先の公表した他の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっ ても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があ ることを知りながら参照していた場合等、当該書類を参照する旨を記載したこ と自体が有価証券報告書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券 報告書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないとされている。 人的資本に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、基本的には、 連結会社ベースで開示することが想定されているが、連結グループにおける記 載が困難である場合には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループに おける主要な事業を営む会社単体、又は、これらを含む一定のグループ単位で 開示を行うことも考えられるとされている。 サステナビリティに関する考え方及び取組の記載は、具体的な記載方法につ いては詳細に規定されておらず、現時点では、構成要素それぞれの項目立てを せずに、一体として記載することも考えられるものの、記載に当たっては、投 資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかる ようにすることも有用であると考えられるとされている。 また、開示原則(別添)(望ましい開示に向けた取組み)では、国内における 具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たっ て、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タ スクフォース(TCFD)又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、 適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられるとされている。 下記に記載事例を示す。ただし、サステナビリティに関する考え方及び取組 の記載についてはさまざまな方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて

柔軟に開示を行うことが考えられることに留意されたい。

目	留 意 点
,	(作成要領 46ページ)
1 3 3	記載事例①(サステナビリティ情報全体について、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合)
	2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが 判断したものである。 (1) ガバナンス 当社グループは、
	······································
	(2) 戦略 当社グループの
	重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、 当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。」
	また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方
	針及び社内環境整備に関する方針は、
	(3) リスク管理 当社グループは、
	(4) 指標及び目標     当社グループの
	重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、 当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。
	。 また、当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の 確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の 指標を用いている。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりである。 指標 目標 実績(当連結会計年度)
	○○○ ○年○月までにXX% XX% ××× 連結グループにおける記載が困難である場合
	△△△ については、49 ページの作成にあたっての ポイント⑩を参考にご作成ください。
	※サステナビリティに関する考え方及び取組についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。
;	(作成要領 48ページ)
	記載事例②(重要なサステナビリティ項目ごとに、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合)
	2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】  当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが 判断したものである。 (1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理 当社グループは、
	(2) 重要なサステナビリティ項目 上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要な サステナビリティ項目は以下のとおりである。 ・×××× ・△△△△
	それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、 次のとおりである。

項目	留 意 点	備考
	① ×××× 「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの 構成要素に分けて記載することも考えられます。	
	② △△△△ 「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの 構成要素に分けて記載することも考えられます。	
	人的資本(人材の多様性を含む。)に関する「戦略」並びに「指標及び目標」の記載 方法については、記載事例①(46ページ)を参照ください。	
	※サステナビリティに関する考え方及び取組についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。	
	なお、当連結会計年度の有価証券報告書において、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、企業においてその開示内容を拡充したとしても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとされている。	
	サステナビリティに関する考え方及び取組の記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられるとされている。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要があるが、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から	
	大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられるとされている。	
	また、将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合や、当該説明を記載するに当たって、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容(例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要とともに記載している場合には、記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとされている。なお、経営者が、有価証券報告書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、有価証券報告書提	
	出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であること を合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負 う可能性があることに留意するとされている。	
	サステナビリティに関する考え方及び取組の記載にあたっては、金融庁のウェブサイトで公表されている「記述情報の開示の好事例集2022」(https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230324/20230324.html) が参考になるものと考えられる。	
3 事業等の リスク	経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(次のような投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載する。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載する。 ① 連結会社の経営成績等の状況の異常な変動 ② 特定の取引先・製品・技術等への依存 ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針 ④ 重要な訴訟事件等の発生 ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項 ⑥ その他	記載上の注意(11) 第二号様式記載上 の注意(31) 開示ガイドライン C 個別ガイドライン ン I 「事業等のリスク」に関する取扱 いガイドライン

項目	留意点	備考
	重要事象等について次のように規定されている。  【記載上の注意(11)、第二号様式記載上の注意(31)b】 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下りにおいて「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「継続企業の前提に関する注記」に至らなかったとしても、上記の重要事象等が存在する場合には記載が必要となるので、注意が必要である。  将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載すること」とされているが、提出日時点での判断による記載を妨げるものではないと解される(作成要領59ページ作成にあたってのポイント③)。	
	旋山者が発行者である有価証券が電子記録を転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(26) Cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載する。	
4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッのの分析	経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を経営方針・経営戦略等と関連付けて、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。例えば、次のような事項である。  ① 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析 ② 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に照らした経営成績等の分析・検討また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載する。例えば、次のような事項である。 ① 資金調達の方法及び状況 ② 資金の主要な使途を含む資金需要の動向についての経営者の認識加えて、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する。例えば、次のような事項である。 ① 当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容 ② 当該見積り及び当該仮定の変動により経営成績等に生じる影響将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載すること」とされているが、提出日時点での判断による記載を妨げるものではないと解される(作成要領69ページ作成にあたってのポイント⑤)。	記載上の注意(12) 第二号様式記載上 の注意(32)
5 経営上の 重要な契約等	連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載する。これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載する。 次の事象については、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、その内容等を記載する。 ① 吸収合併又は新設合併 ② 重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け ③ 株式交換、株式移転又は株式交付 ④ 吸収分割又は新設分割	記載上の注意(13) 第二号様式記載上 の注意(33)

留意点 備考 項目 第4 提出会社の状況 1 株式等の 「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可 記載上の注意(18) 開示ガイドライン 状況 能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「事業年度末現在発行 (1) 株式の総 5-7-2、5-7-3、24-数等 数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引 業協会名」及び「内容」を記載する。 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。この 場合、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げ る事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同 法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載することなどが規定されて いる。 取得請求権付株式、新株予約権又は新株予約権付社債のうち、権利行使によ る割当株式数又は資金調達額が、当該有価証券発行後の株価を基準として変動 するもの(以下「MSCB等」という。)を発行する場合には、有価証券届出書、 臨時報告書等において、当該MSCB等の内容及びその行使状況についての記載 を行う。 (2) 新株予約 「新株予約権等の状況」として、①ストックオプション制度の内容、②ライツ 記載上の注意 権等の状況 プランの内容、③その他の新株予約権等の状況を開示する。 (19)、(20)、(21) 第二号様式記載上 ①【ストックオプション制度の内容】 の注意(39)、(40)、 (41)ストックオプションについては、有利発行かどうかにかかわらず記載する。 【記載上の注意(19)、第二号様式記載上の注意(39)】 (39) ストックオプション制度の内容 a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている 場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決 □ 議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当ない旨を記載する b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、 当事業年度の末日における当該新株予約権に係る次に掲げる事項を記載する こと。 なお、当該決議により新株予約権証券を付与している場合には、報告書提 出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載すること。ただ し、報告書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、当 事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載するこ とによって、報告書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略するこ とができる。 (a) 新株予約権の数 (b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (c) 新株予約権の行使時の払込金額 (d) 新株予約権の行使期間 (e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資 本組入額 (f) 新株予約権の行使の条件 (g) 新株予約権の譲渡に関する事項 (h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第236 条第1項第8号に規定する事項をいう。) (i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合に は、その旨並びに当該財産の内容及び価額 第二号様式記載上の注意(39)aに掲げる事項については、決議日時点の内容 を記載することが考えられる。なお、当該事項については、当事業年度の末日 後から報告書提出日までの間に取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付 与する決議がされている場合においても記載することが考えられる(作成要領 103ページ 作成にあたってのポイント①)。

当事業年度の末日後から報告書提出日の属する月の前月末までの間に新株予

項目	留 意 点	備考
	約権証券を付与している場合は、第二号様式 記載上の注意(39)b(a)から(i)までに掲げる事項について、報告書提出日の属する月の前月末現在における内容を記載することが考えられ、報告書提出日の属する月の前月末後から報告書提出日までの間に新株予約権証券を付与している場合には、付与した時点の内容を記載することが望ましいと考えられる(作成要領103ページ 作成にあたってのポイント②)。	
	【ストックオプション制度の内容】において記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「① ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができるとされている。	
	【ストックオプション制度の内容】については、決議がされていない場合には、 該当のない旨を記載することとなる。	
	③ 【その他の新株予約権等の状況】 「①ストックオプション制度の内容」及び「② ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、当事業年度の末日及び報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る第二号様式 記載上の注意(39)b(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載する。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載する。	
	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合の規定が設け られている。	
(3) 行使価額 修正条項付新 株予約権付社 債券等の行使 状況等	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等について記載する。	記載上の注意(22)
(5)所有者別状況	議決権行使の基準日現在の「所有者別状況」について記載する。	記載上の注意(24)
	会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載する。	
	「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数 を含めた実質所有により記載する。	
(6) 大株主の 状況	議決権行使の基準日現在の「大株主の状況」について記載する。	記載上の注意(25)
	大株主は、所有株式数の多い順(提出会社を除く。)に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載する。	
	(6)【大株主の状況】 年月日現在	
	氏名又は 名称     住所 数(株)     発行済株式(自己株式を除く。)の 数(株)     総数に対する所有株式数の割合(%)	
	<u>=</u>	
	計	

項目	留 意 点	備考
	会社が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載する。 「所有株式数」の欄は、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を	
	含めた実質所有により記載する。	
	大株主が個人である場合、個人株主の住所の記載にあたっては、市区町村名 までの記載で差し支えない。	
	当事業年度において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記する。	
	大量保有報告書等がEDINETにより公衆の縦覧に供された場合又は大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載する。	
	なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記する。	
	提出会社が保有する自己株式数については、注記することも妨げられないと考えられる(作成要領121ページ 作成にあたってのポイント⑦)。	
(8) 役員・従 業員株式所有	役員・従業員株式所有制度の内容の開示が規定されている。 	記載上の注意(27)
果具株式所有制度の内容	【記載上の注意(27)、第二号様式記載上の注意(46)】	第二号様式記載上 の注意(46)
	(46) 役員・従業員株式所有制度の内容 a 提出会社の役員、使用人その他の従業員(定義府令第16条第1項第7号 の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。)又はこれらの者を対象とする持株 会(以下(46)において「役員・従業員持株会」という。)に提出会社の株式 を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、 当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用し た制度(以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。)を導入 している場合には、次の(a) から(c) までに掲げる事項を具体的に記載する こと。	
	(a) 当該役員・従業員株式所有制度の概要(例えば、役員・従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容) (b) 役員・従業員持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額 (c) 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲	
	b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要 しない。	
	役員・従業員株式所有制度は、役員・従業員を対象とする持株会や、持株会に限らず直接役員・従業員に株式を取得させるような仕組みも広く開示の対象としている。この場合の役員・従業員とは、提出会社の役員、使用人その他の従業員だけでなく、「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」(定義府令)に規定する被支配会社等(定義府令6③)もしくは関係会社(定義府令7②)の従業員も含むことに注意する。	
	開示対象となる役員・従業員株式所有制度は、提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得又は売り付けることを目的として、信託その他の仕組みを利用した制度である。 役員・従業員株式所有制度の内容は、有価証券報告書の提出日現在で記載することが適当と解される(作成要領129ページ作成にあたってのポイント③)。	
2 自己株式 の取得等の状	取得自己株式の処理状況について、次の項目に分けて記載する。	記載上の注意(33) 第二号様式記載上

項目	留 意 点	備考
況	① 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 ② 消却の処分を行った取得自己株式 ③ 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 ④ その他	の注意(52)
	自己株式の保有状況について、当事業年度末日現在及び報告書提出日現在の 保有自己株式数について記載する。	
3 配当政策	会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記する。	記載上の注意(34) C
4 コーポレート	・ガバナンスの状況等	
(1) コーポレートの概要	上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。  ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 ② 企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由体制の概要には、以下の記載を含む。 a 設置する機関の名称 b 目的 C 権限及び構成員の氏名(当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役又は社外監査役に該当する者についてはその旨の記載を含む。) ② 企業統治に関するその他の事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、開催会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等) 取締役会の活動状況の記載上のボイントは下記のとおりである。 ・ 取締役会の活動状況を記載する。 ・ 心企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況を記載する。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	記載上の注意(35) 第二号様式記載上 の注意(54) パブコメNo.289、 297

項目	留 意 点	備考
	補償契約及び役員等賠償責任保険契約の記載については、2021年3月1日以後に締結された契約に係る事項に限るとされている。	
(2)役員の状況	役員の男女別人数を欄外に記載する、また、役員のうち女性の比率を括弧内に記載する。 なお、指名委員会等設置会社において取締役の状況と執行役の状況に項目を区分して記載する場合においても、役員の男女別人数及び女性の比率は、取締役と執行役の人数をまとめて記載することで足りると考えられる。また、取締役と執行役とを兼任している役員については、2名としてではなく、1名の役員として数えることが適当と考えられる(作成要領155ページ 作成にあたってのポイント)。 「所有株式数」の欄は、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載する。 会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載する。	記載上の注意(36) 第二号様式記載上 の注意(55)(dを除く。)
	る。 指名委員会等設置会社の場合、取締役及び執行役について記載する。 会計参与を設置した場合には、役員の状況に記載するものと解される(作成 要領151ページ作成にあたってのポイント⑤)。	
	役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記する。	
	監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合には、記載上の注意 (1)一般的事項fに従い、監査役を設置する会社に準じて記載することとなる。	
	上場会社においては、社外取締役・社外監査役に関する次の事項の開示に際して注意が必要である。 ① 社外取締役又は社外監査役を選任している場合 a 社外取締役・社外監査役の員数、各社外取締役・社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 b 社外取締役・社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能・役割	
(3) 監査の状況	① 監査役監査の状況 a 監査役監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。 b 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあっては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては提出会社の監査委員会をいう。)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載する。  今般の開示府令の改正に伴い、「主な検討事項」から「具体的な検討内容」に用語の見直しが行われている。これは、単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行ったものであり、開示事項を実質的に変更するものではないとされている。  「具体的な検討内容」については、「第4回 金融審議会ディスクロージ	記載上の注意(37) 第二号様式記載上 の注意(56) パブコメNo.306、 311 DWG報告 II 3. (iii)

留意点 備考 項目 催)の事務局説明資料の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、 企業において、投資家の投資判断や、投資家との建設的な対話の観点か ら、検討することが考えられるとされている。 ② 内部監査の状況 上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。 a 内部監査の組織、人員及び手続 b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内 部統制部門との関係 c 内部監査の実効性を確保するための取組(内部監査部門が代表取締役の みならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行 う仕組みの有無を含む。) 今般の開示府令の改正は、2021年6月のコーポレートガバナンス・ コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを

構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保 することが求められ、DWG報告において、「デュアルレポーティングの 有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とすべきである」と提言 されたことを受けたものとされている。

#### ③ 会計監査の状況

- a 提出会社の監査公認会計士等に係る次に掲げる事項を記載する。
  - i 監査法人の名称
  - ii 継続監査期間
  - iii 業務を執行した公認会計士の氏名
  - iv 監査業務に係る補助者の構成
- b 提出会社が上記の監査公認会計士等を選定した理由(提出会社が監査公 認会計士等を選定するに当たって考慮するものとしている方針を含む。) について具体的に記載する。
- c 前連結会計年度及び当連結会計年度において監査公認会計士等の異動が あった場合には、その旨を記載する。
- d 提出会社の監査役及び監査役会が提出会社の監査公認会計士等又は会計 監査人の評価を行った場合には、その旨及びその内容を記載する。
- e 監査報酬の内容等として、以下を記載する。
  - i 監査公認会計士等に対する報酬 (非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内 容)
  - ii 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬 (非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内
  - iii その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
  - iv 監査報酬の決定方針
  - v 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

「監査公認会計士等に対する報酬」「監査公認会計士等と同一のネットワーク に対する報酬」の表に記載する報酬は、前連結会計年度及び当連結会計年度に 係る報酬として、①提出会社が支払う報酬と②提出会社の連結子会社が支払う 報酬を、(a)監査証明業務に基づく報酬(内部統制監査に係るものを含む。)と (b) 非監査業務に基づく報酬に区分して記載する。

「監査公認会計士等と同一のネットワーク」とは、共通の名称を用いるなどし て2 以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事 務所等を含めて構成される組織をいい、法律事務所や税理士事務所等の公認会 計士や監査法人等以外の法人も含まれるものと考えられる(作成要領 167ペー ジ 作成にあたってのポイント③)。

「監査報酬の決定方針」については、特に変更がなければ当連結会計年度分の 記載のみで足りるものと解される。ただし、監査報酬の決定方針に変更がある 場合には、前連結会計年度と当連結会計年度の報酬額を比較させるという規定

項目	留 意 点	備考
	の趣旨に鑑みて、変更前と変更後の方針(前連結会計年度と当連結会計年度)をともに記載することが望ましいと解される(作成要領 167ページ 作成にあたってのポイント⑤)。	
	「監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由」については、提出会社が会計監査人設置会社である場合には、監査役又は監査役会が同意した理由を記載する。	
(4)役員の報 酬等	上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。	記載上の注意(38) 第二号様式記載上
	① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法(当該方針を定めていない場合には、その旨) a 業績連動報酬が含まれる場合	の注意(57)
	i 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針の内容 ii 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動	
	報酬の額の決定方法 b 役職ごとの方針の内容	
	会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めている場合には、下記の会社法施行規則第121条第6号イからハまでに掲げる事項を記載する。  イ 当該方針の決定の方法	
	ロ 当該方針の内容の概要 ハ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿 うものであると取締役会が判断した理由	
	c 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容 株主総会の決議がないときは、提出会社の役員の報酬等について定款に	
	定めている事項の内容及び当該事項を設けた日を記載する。 ② 役員の報酬等の額	
	a 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)・監査等委員(社外取締役を除く。)・監査役(社外監査役を除く。)・執行役・社外役員に区分した、報酬等の総額、報酬等の種類別(例えば、固定報酬・業績連動報酬・非金銭報酬等・退職慰労金等の区分)の総額及び対象となる役員の員数	
	b 役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等(連結報酬等) の総額及び連結報酬等の種類別の額(ただし、連結報酬等の総額が1億 円以上の役員に限ることができる。) C 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総	
	額、対象となる役員の員数及びその内容 d 業績連動報酬が含まれる場合には、当事業年度における当該業績連動報 酬に係る指標の目標及び実績。また、当該報酬等の全部又は一部が非金 銭報酬等であるときは、その内容	
	③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定過程 a 決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲 b 株式会社が当事業年度の末日において取締役会設置会社である場合にお	
	いて、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当事業年度に 係る取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、 その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当 該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理 由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合	
	における当該措置の内容  c 決定に関与する委員会が存在する場合には、その手続の概要  d 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会(指名委員会等設置会社にあっては報酬委員会)及び委員会等の活動内容	
	報酬等とは、報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、当事業年度に係るもの及び当事業年度において受け、 又は受ける見込みの額が明らかとなったものをいう。	

項目	留 意 点	備考
	業績連動報酬とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等をいう。	
(5) 株式の保有状況	<ul> <li>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</li> <li>● 純投資目的で保有する株式と政策投資目的で保有する株式の区分の基準や考え方</li> <li>② 政策投資目的で保有する株式</li> <li>a 提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法 個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容 b 非上場株式とそれ以外の株式に区分して、i 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 ii (増加) 銘柄数、増加服、増加した理由 (減少) 銘柄数、増加額、増加した理由 (減少) 銘柄数、売却価額の合計額 c 非上場株式を除く保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 (特定投資株式) 及び提出会社が議決権行使権限を有する上場株式 (みなし保有株式) のうち、当事業年度及び前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の19を超えるもの (当該株式の銘柄数の合計が60に満たない場合には、貸借対照表計上額 の上位60銘柄に該当するもの) について、特定投資株式及びみなし保存株式に区分して、i 銘柄 ii 株式数 iii 貸借対照表計上額 ii 保有目的 v 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要 (※) ii 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保育効果 vii 株式数が増加した理由 viii 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無</li> <li>(※) 「業務提携等の概要」については、DWG報告において、有価証券報告書における重要な契約や関連当事者情報等とも関連付けて記載すべきであると考えられるとされている。</li> <li>また、保有株式の保有目的を業務提携等とした場合には、その背景、提携内容等について、投資者と企業の対話に資する具体的な開示を求めるものとされており、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、今般の改正による記載事項も活用して、投資者と企業の対話に資する具体的な開示を求めるものとされてあり、「営業とのではなく、今般の改正による記載事項も活用して、投資者と企業の対話に資する具体的な開示を求めるものとされている。</li> <li>③ 純投資目的で保有する株式 a 非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当事業年度における受取配当金・売却損益・評価損益 b 当事業年度における受取配当金・売却投資目的以外の目的に又は純投資目的の以外の目的に又は純投資目的の以外の目的に又は純投資目的の以外の目的に入りに表述の数点には、それぞれ区分して、銘柄でとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額、政策保有株式の開示については、2021年3月22日に金融庁より「政策保有株式、投資家が開示のポイント (例)」が公表されているため、当該 水投資目的の以外の目的に交通は が表述と対しないませないと表述を表述しませないませないますないませないませないますないますないますないますないませないませないますないますないますないますないますないますないますないますないますないます</li></ul>	記載上の注意(39) 第二号様式記載上 の注意(58) パブコメNo.318 DWG報告 II 4.

項目	留 意 点	備考
第5 経理の状況	t	
冒頭記載 連結財務諸表 及び財務諸表 の作成方法に ついて	【経理の状況】の冒頭記載において、連結財規及び財規に基づいて作成している旨を記載する。  会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる(作成要領187ページ作成にあたってのポイント③)。  特例財務諸表提出会社が、財規第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載する。	財規ガイドライン などの各種ガイドラ イン 記載上の注意(40) 第二号様式記載上 の注意(59)i
法り提別のは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは	提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載する。 その旨及びその取組みの具体的な内容は、経理の状況の冒頭記載に記載することが適当と解される(作成要領187ページ 作成にあたってのポイント④)。 【記載上の注意(40)、第二号様式記載上の注意(59)】 e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。  f 連結財規第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備(例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置)を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。また、連結財規第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備(例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置)を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。  【開示ガイドライン5-20】 開示府令第二号様式 記載上の注意(59)eに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。 ① 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体(例えば、財務会計基準機構)への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加) ② 指定国際会計基準又は修正国際基準により適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織(例えば、情報管理委員会、特別に設置するタスクフォース)の設置	記載上の注意(40) 第二号様式記載上 の注意(59) 開示ガイドライン 5-20
冒頭記載 指定国際会計 基準により連 結財務諸表等 を作成してい る場合	連結財規第1条の2に掲げる指定国際会計基準特定会社の要件を満たす会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、金融庁長官が定める国際会計基準(以下、指定国際会計基準という。)を適用することができる。なお、その場合、連結財規第93条の2により「国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨」等及び「指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められている。  連結財務諸表を作成しない会社については、財規に掲げる指定国際会計基準	連結財規第1条の 2、第93条、第93条 の2 財規第1条の2の2、 第129条、第130条
	特定会社の要件を満たせば、財規(第1章から第6章までの規定による。)により作成した財務諸表に追加する形で、指定国際会計基準を適用して作成した財務諸表を記載することができる。	
冒頭記載	連結財規第1条の3に掲げる修正国際会計基準特定会社の要件を満たす会社	連結財規第1条の

項目	留意点	備考
修正国際会計 基準により連 結財務諸表等 を作成してい る場合	は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、金融庁長官が定める修正会計基準(以下、修正国際基準という。)を適用することができる。なお、その場合、連結財規第94条の2により「修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨」及び「修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められている。	3、第94条、第94 <i>0</i> 2
1 連結財務諸表	Ę	
継続企業の前提に関する事項	有価証券報告書の「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、会社法の事業報告における記載との整合性に注意する。  【財規第8条の27】  (関規第8条の27】  (関規第8条の27】  (関力照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。  (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 (2) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別	連結財規第15条の27 22 財規第8条の27 連結財規ガイドライン 8の27-1~8の27-5 継続企業の前提に関する開示について (監査・保証実務 員会報告第74号) 継続企業(監査 準報告書570)
比較情報の作成	当連結会計年度に係る連結財務諸表は、当該連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(当連結会計年度に係る連結財務諸表(連結附属明細表を除く。)に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。)を含めて作成しなければならない。  連結財規第8条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。  ① 当連結会計年度に係る連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前連結会計年度に係る数値を含めなければならない。  ② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度に係る定性的な情報を含めなければならない。	連結財規第8条の3 連結財規ガイドライン8の3
連結財務諸表	【連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書】 包括利益を表示する計算書は次のいずれかの形式による(包括利益会計基準 第11項)。 連結財務諸表においては、包括利益のうち親会社株主に係る金額及び非支配 株主に係る金額を付記する。 ① 当期純利益を表示する損益計算書と、包括利益を表示する包括利益計算書 からなる形式(2計算書方式) ② 当期純利益の表示と包括利益の表示を1つの計算書(「損益及び包括利益計 算書」)で行う形式(1計算書方式) 金融商品取引法上、個別財務諸表しか作成していない会社に関する開示規則 は、開示府令の規定による。 平成24年6月29日、企業会計基準委員会は「包括利益の表示に関する会計基 準」(企業会計基準第25号)を改正し、包括利益の開示は、当面の間、個別財 務諸表には適用しない(包括利益会計基準第16-2項)こととされており、連結 財務諸表を作成しておらず、個別財務諸表しか作成していない会社については、 包括利益及びその他の包括利益の表示は行われない。 【連結株主資本等変動計算書】 遡及適用及び修正再表示を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対	連結財規等 純資産会計基準 包括利益会計基準 連結キャッシュ フロー実務指針

項目	留 意 点	備考
	会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示する。	
	【連結キャッシュ・フロー計算書】 連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。 連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。 連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー (関連する法人税等に関するキャッシュ・フローを除く)は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。上記に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。	
連結財務諸表 収益認識会計 基準等の適用	【連結貸借対照表】 収益認識会計基準及び収益認識適用指針(以下、「収益認識会計基準等」という。)では、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上したうえで、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権について、適切な科目をもって貸借対照表に表示することとされている。この際、契約資産については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示することとされている。契約負債については、例えば、契約負債、前受金等として表示するものとされている。顧客との契約から生じた債権については、例えば、売掛金、営業債権等として表示するものとされている。	連結財規第23条 第37条 連結財規第51条 連結財規ガイドライン51 収益認識会計基準 収益認識適用指針
	契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記するとされている。また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記するとされている。	
	なお、適用初年度の前連結会計年度の連結貸借対照表について、新たな表示 方法に従い組替えを行わないことができるとされている。	
	【連結損益計算書】 収益認識会計基準等では、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって損益計算書に表示するものとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示するものとされている。	
	顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされている。	
	また、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響(受取利息又は支払利息)を連結損益計算書において区分して表示するとされている。連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、これらの表示及び注記の定めを適用しないことができるとされている。	
	なお、適用初年度の前連結会計年度の連結損益計算書について、新たな表示 方法に従い、組替えを行わないことができるとされている。	
連結財務諸表作	成のための基本となる重要な事項	
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記	連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。	連結財規第13条 第14条 連結財規ガイド <sup>-</sup>

イン14

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の開示に際して、例えば、

に関する注記

項目	留意点	備考
	連結子会社数が当連結会計年度と前連結会計年度で異なる場合には、差異について記載したり、前連結会計年度の連結子会社数も記載した上でさらに当連結会計年度と前連結会計年度の差異を記載したりするなどして工夫して記載する方法が考えられる(作成要領223ページ作成にあたってのポイント)。  連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しない。連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載する。	
会計方針に関する事項	重要な会計方針が記載される。  重要な会計方針に関する事項については、連結財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとされている。  重要な会計方針については、投資者その他の連結財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会社において当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとするとされている。  なお、会計基準等の定めが明らかな場合であって、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、注記を省略することができるとされている。	連結財規第13条第 5項 連結財規ガイドライン13-1、13-5 財規第8条の2 財規ガイドライン 8の2 会計方針の開示、 会計上の変更及び誤 認の訂正に関する会 計基準
会計方針に関する事項 有価証券の評価基準及び評価方法	財規ガイドライン8の2第3項(1)に掲げる有価証券の評価基準及び評価方法の記載に関しては、次の点に留意する。  ① 有価証券とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第1号及び第2号に掲げる権利(以下①において「信託受益権」という。)を除く。)並びに申込証拠金領収証をいう。この場合において、新株申込受付票は申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとし、信託受益権及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含めるものとする。 ② 有価証券の評価方法とは、例えば、取得原価を算定するために採用した方法(例えば、移動平均法、総平均法等)、その他有価証券の時価評価を行うに際しての評価差額の取扱いをいう。	財規ガイドライン 8の2第3項(1)①②
会計方針に関 する事項 退職給付に係 る会計処理の 方法	数理計算上の差異及び過去勤務費用等の費用処理方法についても、会計方針に関する事項の一つとして「退職給付に係る会計処理の方法」に注記するとされている。  個別財務諸表では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直しが、当面の間適用されない。よって、連結財務諸表を作成している場合には、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なることとなる。このため、連結財務諸表作成会社については、「個別財務諸表において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なる旨」の注記を行うこととされている。	連結財規第13条第 5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(4) 財規第8条の2 財規ガイドライン 8の2第3項(5)、(8) ②
会計方針に関 する事項 重要な収益及 び費用の計上 基準	財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点、その他重要な会計方針に含まれると判断した内容を記載するものとするとされている。 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)とは、例えば、商品又は製品の出荷時、引渡時、サービスの提供に応じて、あるいはサービスの完了時をいうとされている。	連結財規第13条第 5項 連結財規ガイドラ イン13-5第2項(5) 財規第8条の2 財規ガイドライン 8の2第2項(7)、第3

項目	留 意 点	備考
収益認識会計 基準等の適用		項(6) 収益認識会計基準
会計する 重要な方 毎い参商へ取すに がいこ場 を融るのの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	報告日時点においてLIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いを適用することを選択した場合、本取扱いを適用しているヘッジ関係について、次の内容を注記することとされている。  ① ヘッジ会計の方法(繰延ヘッジか時価ヘッジか)並びに金利スワップの特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨 ② ヘッジ手段である金融商品の種類 ③ ヘッジ対象である金融商品の種類 ④ ヘッジ取引の種類(相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを固定するものか)  また、LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いを適用するにあたっては、ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができるとされており、本取扱いを一部のヘッジ関係にのみ適用する場合には、その理由を注記することされている。	LIBORを参照する 金融商品に関するヘ ッジ会計の取扱い
	なお、当該注記の取扱いは、金融商品関係注記事項に関する定めに関連するものであることから、会計方針に関する事項の重要なヘッジ会計の方法において記載するほか、金融商品関係注記等に記載することも考えられる(作成要領215ページ作成にあたってのポイント⑤)。  なお、2022年3月17日に改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されており、当取扱いは公表日以降、適用される。	
会計方項 その作成では を表の事では を表の事では を表の事では を表の事では を表の事では を表の事では を表の事では を表ののかでは を表ののかでは を表ののかでは を表ののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは をまるののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表のののがは を表ののがは を表ののがは を表ののがは を表ののがは を表ののがは を表ののがは を表ののがは をまるののがは をまるののがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をまるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは をもるのがは	会計方針に関する事項については、連結財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとするとされている。  会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合には、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載するものとする。  関連する会計基準等の定めが明らかでない場合とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合をいうとされている。  ① 関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるもの ② 業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続のみが存在する	連結財規第13条第 5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(10) 財規第8条の2 財規ガイドライン 8の2第2項(10)、 3項(8)④ 会計方針の開示、 会計方の変に関する会計上の変に関連 ブルーする場合の関する明理及びする取り
会計方針に関	場合で当該会計処理の原則及び手続に重要性があるとき 【グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わない場合】 通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び取扱いについては、連結 納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱われていないため、通 算税効果額の授受を行わない場合には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明ら かでない場合」に該当することになると考えられることから、財規ガイドライン8の2の3(8)④にしたがい、採用した会計処理の原則及び手続を、連結財務諸 表作成のための基本となる重要な事項に注記することが考えられるとされてい る。 特定の市場リスク(財規第8条の6の2第3項に規定する金利、通貨の価格、金	連結財規第13条第
云計力軒に関する事項 その他財務諸 表作成のため	特定の市場リスク(財税第8条の6の2第3項に規定する並利、通真の価格、並 融商品市場における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。)又は 特定の信用リスク(取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。)に関して金 融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金 融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨	連結財規ポイドラ 連結財規ガイドラ イン13-5第2項(10) 財規第8条の2

項目	留 意 点	備考
の基礎となる 事項 時価算定会計 基準等の適用	を記載するものとされている。	財規ガイドライン 8の2第3項(8)③
重要な会計上の見積りに関する注記	当連結会計年度の連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものを識別した場合には、次に掲げる事項であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされている。  ① 重要な会計上の見積りを示す項目 ② ①に掲げる項目のそれぞれに係る当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 ③ ②に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ②及び③の事項の具体的な内容や記載方法については、開示目的に照らして判断するとされている。 ③は例示であり、注記する事項は開示目的に照らして判断するとされている。 ②及び③は、他の注記において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができるとされている。	連結財規第13条の2 連結財規ガイドライン13の2 財規第8条の2の2 財規ガイドライン 8の2の2 見積開示会計基準
会計方針の変更に関する注記	比較情報の開示に際しては、会計方針の変更等の注記は、当期の連結財務諸表の注記となり、比較情報における記載は不要となる。  次の事項に分けて詳細に規定されている。 ① 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記 ② 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記 会計方針の変更に関する注記において、連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額を注記しなければならないとされている。注記にあたり、作成要領の記載事例で例示された項目に限らず、影響を受ける連結財務諸表の主な科目は状況により変わるものと考えられるため、留意が必要である(作成要領255ページ作成にあたってのポイント④)。  【グルーブ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い】連結納税制度からグループ通算制度に移行する場合、同取扱いの適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するものの、同取扱い第32項において、会計方針の変更による影響はないものとみなすとされているため、会計方針の変更に関する注記は不要とされている。	連結財規第14条の 2、第14条の3 連結財規ガイドライン14の2 財規第8条の3、第 8条の3の2 財規ガイドライン 8の3 正当な理由に更更の 取ががある 会計方針監では、 ががあるに関するに関いががあるに関いががある。 対し、 がいがあるに関いがあるに関するに関するに関いがある。 は、 がいがあるに関いがある。 は、 がいがある。 は、 がいがある。 は、 がいがある。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
会計方針の変 更に関する注 記 改正時価算を 適用指針を 用する場合	改正時価算定適用指針の適用初年度においては、改正時価算定適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用し、この場合、その変更の内容について注記するとされている。 記載事例としては、以下が考えられる。 (作成要領 244ページ) (当連結会計年度の期首から「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を以下の前提で適用する場合) ・時価算定会計基準適用指針第27-3項に定める経過的な取扱いに従って、該当する注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しない。	連結財規第14条の 2 連結財規ガイドライン14の2 財規第8条の3 財規ガイドライン 8の3 改正時価算定適用 指針

項目	留 意 点	備考
	(会計方針の変更) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。これにより、(会計方針の変更の具体的な内容)。 なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載していない。	
未適用の会計基準等に関する注記	既に公表されている会計基準等(収益認識会計基準等、時価算定会計基準等)のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。 ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表での記載を要しない。 ① 当該会計基準等の名称及びその概要 ② 当該会計基準等の適用予定日(当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日) ③ 当該会計基準等が連結財務諸表に与える影響に関する事項 ③に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しないとされている。 財規ガイドライン8の3の3-1-3では、財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとし、財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものと規定している。  連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いでは、当面の取扱いに従って、国際財務報告基準、米国会計基準、指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠して作成された在外子会社等の財務諸表を連結決算手続上利用している場合で、当該在外子会社等が会計方針の変更を行うとき	連結財規第14条の 4 連結財規ガイドライン14の4 財規第8条の3の3 財規ガイドライン 8の3の3から8の3の 3-1-3
	は、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第10項、第11項又は第22-2項に準じた注記を行うことに留意すると規定している。	
表示方法の変更に関する注記	財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第14項)。 表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。  ① 連結財務諸表の組替えの内容 ② 連結財務諸表の組替えを行った理由 ③ 連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額	連結財規第14条の 5 財規第8条の3の4 正当な理由による 会計方針の変更等に 関する監査上の取扱 い
会計上の見積りの変更に関する注記	会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第17項)。  会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。  ① 当該会計上の見積りの変更の内容	連結財規第14条の 6 連結財規ガイドラ イン14の6 財規第8条の3の5 財規ガイドライン 8の3の5-3

項目	留 意 点	備考
	② 当該会計上の見積りの変更が連結財務諸表に与えている影響額 ③ 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める事項 イ 当該会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額 ロ 当該会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨	
会計方針の変更を会計上の見積りのを記しています。とび別することが困難合の注記	会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合については、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、遡及適用は行わない(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第19項)。 有形固定資産等の減価償却方法及び無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合として取り扱う(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第20項)。 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、	連結財規第14条の 7 連結財規ガイドラ イン14の6 財規第8条の3の6 財規ガイドライン 8の3の5-3
	次に掲げる事項を注記しなければならない。 ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 ① 当該会計方針の変更の内容 ② 当該会計方針の変更を行った正当な理由 ③ 当該会計方針の変更が連結財務諸表に与えている影響額 ④ 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める事項 イ 当該会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額 ロ 当該会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨	
追加情報	連結財規などは、追加情報として、規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないと規定している。  【財務制限条項付き借入契約】 金融機関などから融資を受ける際や融資枠を設定する際に、あらかじめ設定した特定の条件に該当することとなった場合に、一定の効力が発生する財務制限条項付きの借入契約を行うことがある。実務上、コベナンツと呼称されることがある。 例えば、経常損益2事業年度連続赤字、純資産の一定額以下の減少などの条項に抵触した場合、借入金の期限の利益を喪失し、ただちに、借入額全額を返済するように要求される契約がある。 借入金の期限の利益を喪失する財務制限条項に抵触した場合、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えると考えられ、継続企業の前提に重要な疑義を与える可能性も考えられる。そのため、企業の業績が悪化しており、特定の契約条件に抵触した場合に財務諸表に重要な影響を与えたりする場合には、追加情報として、当該契約内容などを記載する必要がある(財規第8条の5等)。  なお、「借入金等明細表」では、「重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること」(連結財規 様式第十号(記載上の注意)2)とされているので、特定の契約条件(コベナンツ)が、連結財規 様式第十号(記載上の注意)2に該当する場合には、記載が必要となる。  【従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合】	連結財第15条 財規第8条の5 追加情報の注記に び従業員等にの一位では、 選手をでは、 選手をでは、 選手をできるでは、 選手をできるできるできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 選手をできる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい

項目	留 意 点	備考
	(1) 取引の概要 (2) 信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として表示している旨、帳簿価額及び株式数 (3) 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引において、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額	
	【資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱いを適用した場合】 暗号資産交換業者においては以下の項目のすべてを、暗号資産利用者においては以下の項目のうち(1)及び(3)を注記することとされている(資金決済法における暗号資産の会計処理に関する当面の取扱い第17項)。 (1) 期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額の合計額 (2) 預託者から預かっている暗号資産の貸借対照表価額の合計額 (3) 期末日において保有する暗号資産について、活発な市場が存在する暗号資産と活発な市場が存在しない暗号資産の別に、暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし、貸借対照表価額が僅少な暗号資産については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。	
	ただし、暗号資産交換業者は、(1)と(2)を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。また、暗号資産利用者は、(1)が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。	
連結貸借対照 表関係 棚卸資産及び 工事損失引当 金の表示 収益認識会計 基準等の適用	工事契約会計基準における同一の工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合の注記事項の定めは、収益認識会計基準等に引き継がれているため、注記については従来と同様の記載を行うこととなる。	連結財規第40条 財規第54条の4
連結貸借対照 表関係 収益認識会計 基準等の適用	契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記するとされている。また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記するとされている。	連結財規第23条、 第37条 収益認識会計基準
連結損益計算 書関係 収益認識会計 基準等の適用	顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされている。	連結財規第51条 連結財規ガイドラ イン51 収益認識会計基準
連結包括利益 計算書関係 その他の包括 利益に関する 注記	その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載する。 ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効 果の金額を一括して加減して記載できる。 当該税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度 以前にその他の包括利益の項目に含まれていた金額は、組替調整額として、そ の他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。 上記事項は、併せて記載できる。	連結財規第69条の 6 包括利益の表示に 関する会計基準
連結株主資本 等変動計算書	監査人から、定時株主総会前の日付で金融商品取引法の監査報告書を受領することがありうる。	従業員等に信託を 通じて自社の株式を

項目	留 意 点	備考
関係	金融商品取引法の監査報告書日付を定時株主総会前とする場合には、剰余金の配当について「決議している」は適切ではないので、例えば、文章形式ではなく、表形式により作成する(監査報告書提出日時点における状況は監査報告書日付から、決議の前後関係は明らかである)方法や、剰余金の配当について「決議している」を「決議する」に修正する方法のほか、「決議する予定である」と記載することが考えられる(作成要領293ページ作成にあたってのポイント③)。  有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合に、当該報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載することされているので注意する。  従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合、以下の項目を注記することが求められている。  (1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数	交付する取引に関する実務上の取扱い
リース取引関係	リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱いの対象となるリース取引が、変動型又はハイブリッド型のオペレーティング・リース取引と判定された場合、解約不能のものに係る未経過リース料の注記に、連結貸借対照表日における借手による合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含めることとされている。	リース手法を活用 した先端設備等投資 支援スキームにおけ る借手の会計処理等 に関する実務上の取 扱い
金融商品関係 改正時価算定 適用	金融商品に関する注記を行う。 金融商品については、次の事項を注記する(重要性の乏しいものは注記を省略できる)。 - 金融商品の状況に関する次に掲げる事項 イ 金融商品の状況に関する次に掲げる事項 イ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク ハ 金融商品の時価に関する次に掲げる事項 ・ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額	連結財規第15条の5の2 財規第8条の6の2 財規ガイドライン8の6の2-1-2、8の6の2-4、8の6の2-5 時価算定会計基準改正時価算定適用 指針金融商品時価等開示適用指針金融商品実務指針金融商品実務指針金融商品会計Q&A

項目	留 意 点	備考
	<ul><li>(2) 連結決算日におけるレベルニに分類された金融商品の時価の合計額</li><li>(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額</li></ul>	
	ハ イ(2)若しくは(3)又は口(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項 (1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 (2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由 こ イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から(5)までに掲げる事項 (1) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報 (2) 当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表 (3) レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明 (4) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって連結決算日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明 (5) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプ	
	ットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明  上記のうち、二(金融商品の時価等に関する事項)について、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができるとされている。  また、収益認識会計基準等の適用により、契約資産を他の項目に属する金融資産と一括して連結貸借対照表に表示している場合には、当該連結貸借対照表の科目については、金融商品の時価等に関する事項を記載するものとされている。この場合には、当該連結貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができるとされている。	
	市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、二 (金融商品の時価等に関する事項)の記載を要せず、この場合には、その旨並び に当該金融商品の概要及び連結貸借対照表計上額を注記しなければならないと されている。 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分 を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして 重要である連結会社にあっては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リス クの要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価 値の変動率に重要性がある場合には、そのリスク管理において、市場リスクに	
	関する定量的分析を利用している金融商品及び定量的分析を利用していない金融商品に関する注記が求められる。  三 (金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項) において、時価の算定に用いた評価技法及びインプットに関する注記が求められている。  金銭債権 (時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。) 及び有価証券 (売買目的有価証券を除く。) のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。当該注記をするにあたっては、原則として元本により記載することとなる。	
	社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であって、金利の負担を伴 うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記し	

項目	留意点	備考
	なければならない。ただし、当該金額が連結財規第92条第1項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることが出来るとされている。	
	【改正時価算定適用指針の適用】 2021年6月17日に改正時価算定適用指針が公表され、持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資及び投資信託等についての取扱いが新たに定められた。本改正適用指針は、2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。	
	改正時価算定適用指針の公表に伴い改正された連結財規第15条の5の2において、持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資及び 投資信託等の取扱いが以下のように定められている。	
	持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、連結財規第15条の5の2第1項第2号に掲げる事項(金融商品の時価等に関する事項)の記載を要しない。ただし、この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。	
	投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、 投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第15条の5の2第1項 第2号に掲げる事項(金融商品の時価等に関する事項)の記載については、当該 投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない(当該投資信託等の連 結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く)とされている。	
	また、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第15条の5の2第1項第3号に掲げる事項(金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項)の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならないとされている。	
	<ul> <li>① 連結財規第15条の5の2第1項第3号に掲げる事項(金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項)を注記していない旨</li> <li>② 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額</li> <li>③ 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表(当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)</li> <li>④ 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳(投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。)</li> </ul>	
	財規ガイドライン8の6の2-4では、投資信託財産が金融商品である場合において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合とは、次のいずれかに該当する必要があるとされている。 (1) 投資信託等の財務諸表が国際会計基準又は米国会計基準に従い作成されて	
	いる場合 (2) 投資信託等の財務諸表が(1)以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際会計基準又は米国会計基準と概ね同等であると判断される場合 (3) 投資信託財産について、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」	
	に従い評価が行われている場合  改正時価算定適用指針の適用初年度において、比較情報(連結財規第15条の5の2第3項から第5項に限る)については、記載することを要しないとされている。	
有価証券関係	有価証券に関する注記については、連結財規第15条の5の2(財規第8条の6の2)に定める事項のほか、有価証券の区分に応じて、一定の事項を注記する(重要性の乏しいものは注記を省略できる)。	連結財規第15条の 6 財規第8条の7

項目	留 意 点	備考
	当連結会計年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損 処理額を注記する(重要性の乏しいものは注記を省略できる。連結財規第15条 の6第3項、財規第8条の7第3項)。	
デリバティブ 取引関係	デリバティブ取引に関する注記については、連結財規第15条の5の2(財規第8条の6の2)に定める事項のほか、取引の区分に応じて、一定の事項を注記する(重要性の乏しいものは注記を省略できる)。	連結財規第15条の 7 財規第8条の8
	金融商品会計基準第25項では、デリバティブ取引により生じる正味の債権及 び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期 の損益として処理すると規定している。	
ストック・オ プション等関 係	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」のストック・オプションに係る注記において集約して記載することができる。ただし、この場合には、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」にその旨を記載する必要がある。 【従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する	連結財規第15条の 9、第15条の10、第 15条の11 連結財規ガイドラ イン15の9、15の10 財規第8条の14、第 8条の15、第8条の
	取扱い(以下「実務対応報告第36号」という。)等を適用した場合】 実務対応報告第36号等に従って会計処理を行う場合、従業員等に対して付与された権利確定条件付き有償新株予約権は、「ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記」及び「ストック・オプションに関する注記」の対象に含まれるものと考えられる(作成要領361ページ作成にあたってのポイント④)。	16 財規ガイドライン 8の14、8の15、8の 16 従業員等に対して 権利確定条件付き有 償新株予約権を付与 する取引に関する取
	実務対応報告第36号等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き 有償新株予約権を付与した取引について、当該実務対応報告の会計処理によら ず、従来採用していた会計処理を継続している場合、当該取引について以下の 項目を注記することとされている。 (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の概要 (各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、 規模(付与数等)及びその変動状況(行使数や失効数等))。ただし、付 与日における公正な評価単価については、記載を要しない。 (2) 採用している会計処理の概要	扱い 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い ストック・オプション適用指針
	取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いの対象となる取引を行っている場合、「当該連結会計年度における費用計上額及び科目名」を注記しなければならないとされているほか、次の事項を注記するとされている。 (1) 事前交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況(各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。) ① 付与対象者の区分(取締役、執行役の別)及び人数② 当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称③ 付与された株式数(当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。④において同じ。) ④ 当該会計期間中に没収した株式数、当該会計期間中に権利確定した株式数並びに期首及び期末における権利未確定残株式数⑤ 付与日⑥ 権利確定条件	
	<ul> <li>⑦ 対象勤務期間</li> <li>⑧ 付与日における公正な評価単価</li> <li>(2) 事後交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況(各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。ただし、⑤を除く。)</li> <li>① 付与対象者の区分(取締役、執行役の別)及び人数</li> <li>② 当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称</li> <li>③ 付与された株式数(当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。④、⑤において同じ。)</li> <li>④ 当該会計期間中に失効した株式数、当該会計期間中に権利確定した株式数並びに期首及び期末における権利未確定残株式数</li> </ul>	

項目	留 意 点	備考
	億 権利確定後の未発行株式数     何与日     ⑦ 権利確定条件     ⑧ 対象勤務期間     ⑨ 付与日における公正な評価単価     ③)付与日における公正な評価単価の見積方法     (4) 権利確定数の見積方法     (5) 条件変更の状況     注記事項に関する具体的な内容や記載方法の他、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いに定めのない事項に係る注記については、ストック・オプション適用指針の定めに準じて注記を行うこととされている。	
税効果会計関係	次に掲げる事項を注記する。  (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 (3) 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額 (4) 連結決算日後に法人税等の税率の変更があつた場合には、その内容及び影響  繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額(以下「評価性引当額」という。)がある場合には、次に掲げる事項を(1)に掲げる事項に併せて注記する。  一 当該評価性引当額  二 当該評価性引当額  二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容  また、(1)に掲げる事項に繰越欠損金を記載する場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、次に掲げる事項を併せて注記する。  一 繰越知限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項  イ 繰越欠損金に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額  ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額  ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額  ニ 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由	連結財規第15条の5 連結財規ガイドライン15の5 財規第8条の12 財規ガイドライン8の12-2-1 税効果会計基準第四注記事項 「税効果会計基準」の一部改正
税係が出ている。 がある がん	2021年8月12日にグループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いが公表されており、2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされている。 グループ通算制度の適用により、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いに従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を税効果会計に関する注記の内容とあわせて注記するものとされている。 グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを適用する場合の記載事例は以下のとおりである。 (作成要領 372ページ) 3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。	グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

項目	留 意 点	備考
	また、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳については、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記するものとされている。  なお、連結納税制度からグループ通算制度に移行する場合、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するものの、同取扱いの第32項において、会計方針の変更による影響はないものとみなすとされており、会計方針の変更に関する注記は不要とされている。  一方で、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び取扱いについては、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱われていないため、通算税効果額の授受を行わない場合には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられることから、財規ガイドライン8の2の3(8)④にしたがい、採用した会計処理の原則及び手続を、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に注記することが考えられるとされている。	
企業結合等関係	主要な取得関連費用の内容及び金額を注記により開示することが求められている。 前連結会計年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、 当連結会計年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合 には、当該見直しの内容及び金額を注記する。	連結財規第15条の 12第1項第5号 財規第8条の17第 1項第5号 連結財規第15条の 12第4項 財規第8条の17第 4項
資産除去債務関係	資産除去債務については、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該事項を注記する。 ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略できる。 一 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの 次のイからニまでに掲げる事項 イ 当該資産除去債務の無要 口 当該資産除去債務の金額の算定方法 ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 ニ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額 こ 前号に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務 次のイからハまでに掲げる事項 イ 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由 い 当該資産除去債務の概要	連結財規第15条の 23 連結財規ガイドライン15の23 財規第8条の28 財規ガイドライン 8の28 資産除去債務会計 基準 資産除去債務適用 指針
賃貸等不動産関係	賃貸等不動産がある場合には、次に掲げる事項を注記する(賃貸等不動産の 総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略できる)。  ① 賃貸等不動産の概要 ② 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な 変動 ③ 賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法 ④ 賃貸等不動産に関する損益	連結財規第15条の 24 財規第8条の30 賃貸等不動産会計 基準 賃貸等不動産適用 指針
公共施設等運 営事業関係	公共施設等運営事業を行っており、かつ、更新投資に係る会計処理について、公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い第12項(1)に該当する場合には、次に掲げる事項を注記する。 (1) 公共施設等運営権の概要 (2) 公共施設等運営権の減価償却の方法	連結財規第15条の 25 連結財規ガイドライ ン15の25 財規第8条の31 財規ガイドライン8

(3) 更新投資に係る事項 ① 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期 ② 更新投資に係る資産の計上方法 ③ 更新投資に係る資産の試価償却の方法 ④ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分の内容及びその金額 収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであるとされている。 顧客との契約から生じる収益について、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされている。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができ収益に収益	備 考 ——————
① 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期 ② 更新投資に係る資産の計上方法 ③ 更新投資に係る資産の計上方法 ④ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分の内容及びその金額  収益認識関係  収益認識に関する注記における開示目りは、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであるとされている。 の他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされている。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができるとされている。 (1) 顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報(以下「収益の分解情報」という。) (2) 顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報(以下「収益の分解情報」という。) (3) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報」という。) (3) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報」という。) (1) 収益の分解情報 (以下「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」という。) (1) 収益の分解情報 収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定するとされている。その結果、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあるとされている。 収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮するとされている。 ① 財務諸表外で開示している情報(例えば、決算発表資料、年次報告書、	
びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであるとされている。  顧客との契約から生じる収益について、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされている。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができるとされている。 (1) 顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報(以下「収益の分解情報」という。) (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報(以下「収益を理解するための情報」という。) (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約がら翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報(以下「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」という。) (1) 収益の分解情報 収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定するとされている。その結果、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあるとされている。  収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮するとされている。  ① 財務諸表外で開示している情報(例えば、決算発表資料、年次報告書、	-1、8の31-2 設等運営事業 る運営権者の 理等に関する の取扱い
② 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報 ③ 他の情報のうち、上記①及び②で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報  収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられるとされている。 ① 財又はサービスの種類(例えば、主要な製品ライン) ② 地理的区分(例えば、国又は地域) ③ 市場又は顧客の種類(例えば、政府と政府以外の顧客) ④ 契約の種類(例えば、固定価格と実費精算契約) ⑤ 契約期間(例えば、短期契約と長期契約) ⑥ 財又はサービスの移転の時期(例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又は	の取扱い 財規第15条の 財規ガイドラ
サービスから生じる収益) ① 販売経路(例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財)  収益の分解情報を注記する場合の収益は、収益認識会計基準等の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることに留意する(作成要領401ページ作成にあたってのポイント③)。	

# 留意点 備考 項目 収益の分解情報とセグメント情報等会計基準に従って各報告セグメントにつ いて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするた めの十分な情報を注記することとされている。 セグメント情報等会計基準に基づいて開示される売上高に関する情報が、収 益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及 びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な 要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、セ グメント情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられ るとされている。 (2) 収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報には、例えば 次の事項が含まれるものとされている。 ① 顧客との契約及び履行義務に関する情報(履行義務に関する情報、重 要な支払条件に関する情報) ② 顧客との契約に基づいて、財貨の交付又は役務の提供によって得るこ とが見込まれる対価の額(以下「取引価格」という。)を算定する際に 用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報 ③ 取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット、仮 定に関する情報 ④ 収益を認識する通常の時点の判断及び当該時点における会計処理の方 法を理解できるようにするための情報 ⑤ 顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与 える収益認識会計基準を適用する際に行った判断及び判断の変更 収益を理解するための基礎となる情報において注記する情報は、顧客と締結 した契約の内容と、それらの内容がどのように収益及び関連する財務諸表の項 目に反映されているかに関する情報を開示するものであるとされている。この 情報を記載するにあたって、単に収益認識会計基準等における取扱いを記載す るのではなく、企業の置かれている状況が分かるようにすることで、財務諸表 利用者に有用な情報を開示することになると考えられるとされている。 収益認識会計基準を適用する際に行った判断又は判断の変更のうち、顧客と の契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるものを注記 することとされている。ただし、これらの事項については、収益を理解するた めの基礎となる情報に掲げる事項又は内容を踏まえて注記している場合には、 当該項目を改めて設けて記載する必要はないと考えられるとされている。 収益認識関係注記における開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・ フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する必要があるこ とに留意する。 なお、収益認識会計基準等においては、会計方針として注記する内容として、 主要な事業における主な履行義務の内容、当該履行義務に関する収益を認識す る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注 記事項その他の事項を記載するものとされている。会計方針として注記してい る内容は、収益認識関係注記において記載しないことができるとされている。 (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フ ローとの関係を理解できるようにするための情報には、例えば次の事項が含ま れるとされている。 ① 顧客との契約から生じた債権、契約資産並びに契約負債の期首残高及 び期末残高(それぞれ区分して表示していない場合) ② 当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に

③ 当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高の重要な変動に

関する内容

留意点 項目 備考 ④ 履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関連性並びに当該関連性 が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明 ⑤ 過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当 事業年度に認識した収益がある場合には当該金額等 当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に 認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報には、例えば当連結会 計年度末において未だ充足していない履行義務に配分した取引価格の総額、当 該履行義務が充足すると見込んでいる時期等が含まれるとされている。 残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めるか否かを決定するにあたっ ては、収益の分解情報を区分する単位(分解区分)ごと(複数の分解区分を用 いている場合には分解区分の組み合わせ)又はセグメントごとに判断すること も考えられるとされている。 なお、特定の分解区分(特定の分解区分の組み合わせ)又は特定のセグメン トに関する残存履行義務についてのみ残存履行義務に配分した取引価格の注記 に含めることとした場合には、当該分解区分等を注記することが考えられる(作 成要領415ページ 作成にあたってのポイント①)。 当該履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場 合等には、当該情報の注記を要しないとされている。この場合には、いずれの 条件に該当しているか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容を注記す ることとされている。 また、これに加え、売上高又は使用量に基づくロイヤルティ等の変動対価に 該当するため、当該注記に含めていないものがある場合には、次の事項を注記 する。 ① 残存する契約期間 ② 当該注記に含めていない変動対価の概要(例えば、変動対価の内容及 びその変動性がどのように解消されるのか) 顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれない変動対価の額 等、取引価格に含まれず、結果として残存履行義務の注記に含めていないもの がある場合には、その旨を注記することとされている。 収益認識に関する注記を記載するにあたり、収益認識会計基準等において示 す注記事項の区分に従って注記事項を記載する必要はないとされている。 重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記 載しないことができる。また、収益認識に関する注記として記載する内容につ いて、連結財務諸表における他の注記事項に含めて記載している場合には、そ の旨を記載し、収益認識に関する注記の記載を省略することができるとされて いる。 (1) 収益の分解情報及び(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための 情報については、連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表では注 記を省略することができる。また、(2)収益を理解するための基礎となる情報に ついて、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記 載し、当該記載を省略することができる。 【収益認識に関する注記-適用2年目以降の対応】 関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となってい るか検討する必要がある。 「業界慣行に従い処理している」等により収益認識会計基準等で求められてい る開示を省略している場合には、開示を省略する理由として適切ではなく、ま た、「重要性がない」として開示を省略している場合には、その省略によって開

がある。

示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないかどうか検討する必要

具体的な留意事項については、会計情報5月号掲載の「収益認識基準適用2年

項目	留意点	備考
	目におけるポイント」を参照されたい。	
セグメント情報等	連結財規及び財規において、セグメント情報等に係る様式が規定されているので、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する。  【いわゆる単一セグメント】 開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき(例えば、単一セグメントの場合)は、「セグメント情報」の記載を省略することが考えられる。 記載を省略する場合でも、「セグメント情報」は様式上の記載項目とされているので、項目自体は省略しないで、その旨を記載することとなる(作成要領429ページ作成にあたってのポイント⑤)。	連結財規第15条の2 2 財規第8条の29 セグメント情報等 会計基準 セグメント情報等 適用指針
	報告すべきセグメントが1つしかなく、セグメント情報を開示しない企業であっても、関連情報は開示する(セグメント情報等会計基準第29項なお書き)。	
	【報告セグメントの変更】 企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが原則である(セグメント情報等会計基準第27項)。 このように前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示する場合には、報告セグメントの区分方法を変更する前の前年度のセグメント情報を記載する必要はないと解される(作成要領429ページ 作成にあたってのポイント⑦)。	
	【会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準】 連結財務諸表の遡及処理を行う場合は、前連結会計年度のセグメント情報等 について、遡及処理の影響を反映した情報を開示する(セグメント情報等会計 基準第97-2項)。	
	【関連情報】 関連情報は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除いて、開示しなければならない(セグメント情報等会計基準第29項)。	
	【主要な顧客に関する情報】 主要な顧客に関する情報は、外部顧客への売上高のうち、特定の外部顧客へ の売上高(同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、そ の売上高)が、連結損益計算書の売上高の10%以上である場合に、当該顧客に 関する情報を開示する。	
	同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、当該企業集団単位に集約した情報を記載することになると解される(作成要領441ページ作成にあたってのポイント②)。	
	【固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報の開示】 連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない場合、【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】に、連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない旨を記載することにより、様式で定められている表の記載を省略できると解される(作成要領441ページ 作成にあたってのポイント③)。	
	【のれんに関する報告セグメント別情報の開示】 連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない場合、【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却額残高に関する情報】に、連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない旨を記載することにより、様式で定められている表の記載を省略できると解される(作成要領441ページ 作成にあたってのポイント③)。	

項目	留 意 点	備考
	上記のほか、次の事項に注意する。 ① 2010年4月1日より前に行われた企業結合、事業分離及び子会社の企業結合に係る「負ののれん」についても、様式に準じて当該負ののれんの償却額及び未償却残高を注記する必要がある。 ② 財務諸表等規則においてもセグメント情報に関して、連結財務諸表規則と同様の規定が設けられているので、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の開示が必要となる。	
セグメント情報等 収益認識会計 基準等の適用	収益認識会計基準等では、当期認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記することとされている。  収益の分解情報の注記において、収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされている。したがって、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあることに留意する。	連結財規第15条の 26、第15条の2 連結財規ガイドラ イン15の26 収益認識会計基準 収益認識適用指針
	報告セグメントごとの売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、報告セグメントごとの売上高に関する情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられるとされている。  その他、収益の分解情報を開示するにあたっての留意事項は、上記の収益認	
1株当たり情報	識関係の項目を参照されたい。  「1 株当たり当期純利益金額」(連結財規第65条の2)については、「1 株当たり当期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる(作成要領463ページ作成にあたってのポイント②)。  従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いを適用する場合には、以下の注記が必要となる。  ● 1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている旨、及び期中平均の自己株式の数。  ● 1株当たり純資産額の算定上、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている旨、及び期末の自己株式の数。  取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱いにおいて、事後交付型におけるすべての権利確定条件を達成した場合に株式が交付されることとなる契約は、潜在株式として取り扱い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に取り扱うこととされている。  株式引受権の金額は1株当たり純資産額の算定上、期末の純資産額の算定にあ	従業員等に信託を 通じて自社の株式を 交付する取引に関す る実務上の取扱い 取締役の報酬等と して株式を無償交付 する取引に関する取 扱い
後発事象	たっては、貸借対照表の純資産の部の合計額から控除するとされている。  ① 株式併合及び株式分割 ② 退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行 ③ 厚生年金基金の代行部分の返上 ④ 決算日後に生じた継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 ⑤ 組織再編 ⑥ 新株予約権(会社法のストックオプションを含む) ⑦ その他  いずれも重要な後発事象として開示されることが多い項目であることに留意する。	連結財規ガイドライン14の9、15の22 財規第8条の4 財規ガイドライン 8の4、8の27-5 後発事象に関する 監査上の取扱い

項目	留 意 点	備考
資産除去債務 明細表	連結財規様式第十一号により資産除去債務明細表を開示する。 次の記載上の注意に留意する。 【記載上の注意】 1. 連結貸借対照表に計上されている当期首及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。 2. 本明細表に記載すべき事項が第15条の23において読み替えて準用する財務諸表等規則第8条の28第1項に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。  連結附属明細表の作成の省略(連結財規第92条の2)に係る次の規定に注意する。 【連結財規第92条の2】	連結財規様式第十 一号 連結財規第92条の 2 財規様式第十五号 財規第125条の2
	当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額 の100分の1以下である場合には、前条第1項に規定する資産除去債務明細 表の作成を省略することができる。 2 前項の規定により資産除去債務明細表の作成を省略した場合には、その 旨を注記しなければならない。	
その他	記載上の注意(47)及び第二号様式記載上の注意(66)において次のように規定されている。 【記載上の注意(47)】、【第二号様式記載上の注意(66)】 (66) その他 a (略) b (略) c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。)に係る(a)から(g)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。 (a) 売上高 (b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(c) 税会等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(d) 1株当たり四半期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額(f) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額(g) 1株当たり当期純利益金額又は代金等調整前当期純損失金額 d に規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下付において同じ。)に係るc(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。	記載上の注意(47)第二号様式記載上の注意(66)
主な資産及び 負債の内容	連結財務諸表を作成している場合は、記載を省略することができる。	第二号様式記載上 の注意(73)

以 上

# 実務対応報告第44号「グローバル・ミニ マム課税に対応する法人税法の改正に係 る税効果会計の適用に関する当面の取扱 い」の解説

まさし 公認会計士 早野 真史

#### 1. はじめに

グローバル・ミニマム課税とは、2021年10月に経済 協力開発機構(OECD)/G20の「BEPS包摂的枠組み」 において国際的に合意された課税ルールであり、年間総 収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業を対象 に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低 税率15%以上の課税を確保する仕組みである。

2023年3月28日に成立した「所得税法等の一部を改 正する法律」(令和5年法律第3号)(以下「改正法人税 法」という。また、改正法人税法が成立した2023年3 月28日を、以下「改正法人税法の成立日」という。)に おいて、グローバル・ミニマム課税に対応する法人税に 係る規定(以下「グローバル・ミニマム課税制度」とい う。)が創設された。グローバル・ミニマム課税制度の 適用は2024年4月1日以後開始する対象会計年度からと されている。企業会計基準適用指針第28号「税効果会 計に係る会計基準の適用指針」(以下「税効果適用指針」 という。)では、決算日において国会で成立している税 法に規定されている方法に基づいて税効果会計を適用す ることとされているため(税効果適用指針第44項)、グ ローバル・ミニマム課税制度の適用が見込まれる企業 は、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度 及び事業年度の決算(四半期連結決算及び四半期決算を 含む。)において、税効果適用指針の定めに基づき、グ ローバル・ミニマム課税制度を前提として税効果会計を 適用すべきか否かを検討する必要がある。しかしなが ら、グローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果 会計の適用については、実務上対応が困難であるとの意 見が聞かれたことから、企業会計基準委員会(ASBI) は、当面の間、必要と考えられる特例的な取扱いを示す こととし、実務対応報告第44号「グローバル・ミニマ ム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適 用に関する当面の取扱い」(以下「本実務対応報告」と いう。)を公表した。

本稿では、本実務対応報告の概要について解説する。

## 2. 本実務対応報告の概要

#### ① 節用

本実務対応報告は、企業会計審議会が1998年10月 に公表した「税効果会計に係る会計基準」(以下「税 効果会計基準」という。)が適用される連結財務諸表 及び個別財務諸表に適用される(本実務対応報告第2

ASBIにおける審議の過程では、特例的な取扱いの 対象は、決算日において、グローバル・ミニマム課税 制度の施行日以後その適用が見込まれる企業とするこ とも考えられた。しかしながら、グローバル・ミニマ ム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否か の判断について、企業が適時にかつ適切に行えるか懸 念があるとの意見が聞かれたため、本実務対応報告を 適用する範囲については税効果会計基準が適用される 連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することとし、 グローバル・ミニマム課税制度の適用が見込まれるか 否かについての判断を企業に求めないこととされた。

#### ② 会計処理

改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度 及び事業年度の決算(四半期連結決算及び四半期決算 を含む。)における税効果会計の適用にあたっては、 税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミ ニマム課税制度の影響を反映しないこととされた(本 実務対応報告第3項)。

グローバル・ミニマム課税制度に基づいた基準税率 (15%) までの上乗せ税額(以下「上乗せ税額」とい う。) は、多国籍企業グループを構成する事業体等に ついて国別に算定された実効税率が基準税率を下回る 場合、国別に集計された純所得に対する基準税率に至 るまでの税額を、親会社等がその所在地国の税務当局 に支払うものであるため、上乗せ税額の課税の源泉と なる純所得(利益)が生じる企業と、納税義務が生じ る企業が相違することとなる。このような場合、企業 会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又 は負債の額に相違がある場合において、法人税その他 利益に関連する金額を課税標準とする税金(以下「法 人税等」という。)の額を適切に期間配分することに より、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等 を合理的に対応させることを目的とする税効果会計の 現行の枠組みにおいて税効果会計を適用すべきか否か が、税効果会計基準及び税効果適用指針等において明 らかではないと考えられる(本実務対応報告第10項)。 また、仮に税効果会計を適用する場合、グローバ ル・ミニマム課税制度に基づく税効果会計の会計処理 については、次の点が明らかではないと考えられる (本実務対応報告第11項)。

- (i) グローバル・ミニマム課税制度の適用によっ て、企業が、既存の税法の下で認識した繰延税金資 産又は繰延税金負債を見直す必要があるかどうか
- (ii) 上乗せ税額を加味すると、税効果会計に使用す る税率がどのような影響を受けるか
- (iii) グローバル・ミニマム課税制度に基づき、追加 的な一時差異を認識すべきかどうか

このように、グローバル・ミニマム課税制度に基づ く税効果会計の取扱いについては、その考え方が必ず しも明らかではないことに加え、実務上の負担も想定 されることから、グローバル・ミニマム課税制度の適 用を前提とした税効果会計を適用することは困難であ ると考えられるため、税効果適用指針の定めにかかわ らず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映し ないこととされた。

#### ③ 開示

本実務対応報告において、開示についての定めはな

国際会計基準審議会(IASB)が、2023年1月に公 表したIASB公開草案「国際的な税制改革-第2の柱モ デルルール (IAS第12号の修正案)」においては、 OECDが公表した第2の柱モデルルールの適用から生 じる繰延税金資産及び繰延税金負債の会計処理に関し て、国際会計基準 (IAS) 第12号「法人所得税」の要 求事項からの一時的な例外を設け、第2の柱モデルル ールに関する法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延 税金負債についての認識及び情報開示の例外を適用し たこと等の一定の事項の開示を提案しているが、本実 務対応報告は主として2023年3月期決算に向けた短 期的な対応をその目的としていることから、開示につ いては求めないこととされた(本実務対応報告第7号)。 また、企業がグローバル・ミニマム課税制度の施行 日以後その適用が見込まれるか否かの判断を適時にか つ適切に行うことについて懸念があるとの意見が聞か れているため、グローバル・ミニマム課税制度の影響 が見込まれる企業において本実務対応報告を適用した 旨の開示は求められていない(本実務対応報告第16項)。

# ④ 適用時期等

本実務対応報告は、公表日以後適用する(本実務対

応報告第4項)。

また、本実務対応報告における特例的な取扱いは、 グローバル・ミニマム課税制度の具体的な内容やグロ ーバル・ミニマム課税制度の適用を前提として税効果 会計を適用すべきかどうかが今後明らかになるまでの 当面の取扱いであるため、特例的な取扱いを適用する 期間は、ASBIが本実務対応報告の適用を終了するま での間とされた。

### 3. おわりに

グローバル・ミニマム課税への対応にあたっては、令 和5年度税制改正において上述した所得合算ルール(IIR) に係る法制化が行われた一方で、軽課税所得ルール (UTPR) 及び国内ミニマム課税(QDMTT) について は、令和6年度改正以降の法制化が検討される。また、 ASBJにおいては、今後、企業会計基準第27号「法人税、 住民税及び事業税等に関する会計基準」及び税効果適用 指針等の改正の要否が検討される予定であるため、今後 の動向に留意が必要である。

# 収益認識基準適用2年目におけるポイン

公認会計士 森 みずほ

#### 1. はじめに

3月決算の会社において2023年3月期は、企業会計基 準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認 識会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「収 益認識適用指針」という。また、収益認識会計基準と合 わせて「収益認識基準」という。)を適用する2年目の 期末決算となる。

収益認識に関する開示は、財務諸表利用者が、各企業 のビジネスを理解するために有用な情報となるため、わ かりやすく、かつ、充実した記載が期待されている。ま た、金融庁による有価証券報告書レビューにおける重点 テーマ審査の対象は、令和2年度及び令和3年度はIFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS 第15号」という。)、令和4年度は収益認識基準とされ、 留意事項も公表されている。

本稿では、金融庁が公表している令和4年度の「有価 証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた 留意すべき事項」(以下「審査結果を踏まえた留意事項」 という。)を踏まえ、適用2年目の開示の見直し・充実 化において留意すべきポイントについて解説する。

# 2. 収益認識に関する開示の見直しにおけ るポイント

# (1) 金融庁における有価証券報告書レビュー

有価証券報告書レビューとは、有価証券報告書の記載 内容の適正性を確保するための審査の枠組みであり、金 融庁及び財務局等が連携して実施している。

令和4年度では収益認識基準が重点テーマとなり、審 査結果を踏まえた留意すべき事項が、令和5年3月24日 に公表された。

なお、令和2年度及び令和3年度はIFRS第15号を重点 テーマとした審査が行われたが、審査結果を踏まえた留 意事項は、令和4年度に公表された審査結果を踏まえた 留意事項と共通しているものが多く、収益認識基準の適 用会社にも参考となると考えられることから、提出会社 が充実した開示を検討するうえで、当該資料の活用が期 待されている。

#### 図表 直近の有価証券報告書レビューの重点テーマ

年度	重点テーマ	
令和2年度	<ul><li>・セグメント情報 <sup>(*1)</sup></li><li>・IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」 <sup>(*2)</sup></li></ul>	
令和3年度	<ul><li>・新型コロナウイルス感染症に関する開示</li><li>・IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」 (*2)</li></ul>	
令和4年度	・収益認識に関する会計基準 (*3)	
令和5年度	・令和5年1月に施行された企業内容等の開示 に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府 令 (*4)	

- (\*1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中止されている。
- (\*2) 主に指定国際会計基準を任意適用する会社が対象
- 令和4年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の 提出会社が対象
- 主にサステナビリティに関する企業の取組みの開示及びコ ーポレートガバナンスに関する開示についての改正

出典:金融庁HP(https://www.fsa.go.jp/policy/m\_con/index. html) の情報に基づき筆者作成

#### (2) 全般的な留意事項

令和4年度の審査結果を踏まえた留意事項では、共通 して識別された課題をもとに、「開示の重要性に関する 適切な判断」「一貫性のある明瞭な開示」という2つの 全般的な留意事項が示されている。

「開示の重要性に関する適切な判断」では、開示目的 に照らして、開示の重要性に関する判断を適切に行うこ とを留意事項としている。

収益認識に関する注記の開示目的は、顧客との契約か ら生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時 期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにす るための十分な情報を企業が開示することである。収益 認識に関する注記事項を作成するにあたり、どの注記事 項にどの程度の重点を置くべきか、どの程度詳細に記載 するかについては、開示目的に照らして企業が適切に判 断することとされている。

開示目的に照らして、重要性が乏しいと考えられる注 記事項については省略できる一方、重要性があると考え られる注記事項については詳細に記載することが期待さ れている。

「一貫性のある明瞭な開示」では、財務諸表利用者が 容易に理解できるように一貫性のある明瞭な開示を行う ことを留意事項としている。

収益認識基準に基づく開示は、通常、重要な会計方針 の注記及び収益認識に関する注記において記載され、有 価証券報告書の他の記載項目(セグメント情報等の注 記、事業の内容、経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況の分析等)とも関係するた め、これらの項目の関係性を適切に説明することが期待 されている。

上記を踏まえると、例えば、次のようなケースにおい ては、収益認識に関する注記とその他の情報(有価証券 報告書の前段の記載や外部情報等)との整合性などに留 意する必要がある。

- ・有価証券報告書の前段「事業の状況」の「経営者 による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロ 一の状況の分析」の「受注実績」において、受注 残高が開示されている一方で、「収益認識に関す る注記」における「残存履行義務に配分した取引 価格」(収益認識会計基準80-21項から80-24項) には注記がない。
- ・有価証券報告書の前段「事業の状況」の「経営上 の重要な契約等」に、「特許に関する契約」が記 載されているが、「収益認識に関する注記」にお ける「ロイヤリティ収入」に関する記載と関連が 不明瞭となっている。
- ・会社HPに、取引価格に関してポイントや値引き が記載されているが、「取引価格の算定に関する 情報」(収益認識会計基準80-16項)との関連が 不明瞭となっている。

#### (3) 重要な会計方針の注記

【基準の定め】

顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針 として、①企業の主要な事業における主な履行義務の内 容、②企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益 を認識する通常の時点)を注記する(収益認識会計基準 80-2項)。

当該項目以外にも、重要な会計方針に含まれると判断 した内容については、重要な会計方針として注記する (収益認識会計基準80-3項)。

なお、履行義務を充足する通常の時点(収益を認識す る通常の時点) の判断及び当該時点における会計処理の 方法を理解できるよう、①履行義務を充足する通常の時 点(収益を認識する通常の時点)、②一定の期間にわた り充足される履行義務について、収益を認識するために 使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠 実な描写となる根拠、③一時点で充足される履行義務に ついて、約束した財又はサービスに対する支配を顧客が 獲得した時点を評価する際に行った重要な判断を記載す ることが求められる(収益認識会計基準80-18項)。

また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮 し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲 で、IFRS第15号における取扱いとは別に、個別項目に 対する重要性の記載等、代替的な取扱いを定めている (収益認識適用指針92項~104項、164項)。

例えば、収益認識会計基準80-2項(2)の「企業が当該 履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通 常の時点」は、通常は同じであると考えられるが、収益 認識適用指針98項における代替的な取扱い(出荷基準

等の取扱い)を適用し、両時点が異なる場合には、重要 な会計方針として「収益を認識する通常の時点」につい て注記する(収益認識会計基準163項)。

#### 【ポイント】

課題となる事項として、以下が示されている。

- ・主要な事業における主な履行義務の内容及び履行 義務の充足時点の記載が抽象的である
- ・履行義務の内容等と収益の分解情報やセグメント 情報等との関係性が不明瞭である
- ・重要性等に関する代替的な取扱い(出荷基準等) を適用したにもかかわらず、その旨の記載がない
- ・一時点で充足される履行義務について、財又はサ ービスの支配を顧客が獲得した時点を評価する際 に行った重要な判断の記載がない
- ・一定の期間にわたり充足する履行義務について、 収益を認識するために使用した方法及び当該方法 が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠 の記載がない

上記のほか、重要な会計方針には「返品、値引、割 戻」について記載がされているが、実際には返品はなく 実態に応じた記載となっていないケースや、割戻額に重 要性がないため変動対価の算定方法については記載が省 略されているものの、説明がなくその旨が読み取れない ケース等が考えられる。

したがって、基準の定めに照らして漏れなく適切に注 記を記載しているか改めて確認することが望まれる。ま た、重要な会計方針の注記、収益の分解情報、セグメン ト情報の関係性をわかりやすく、かつ、整合性のある注 記をすることに留意が必要である。

### (4) 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との 契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金 額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるよ うにするための十分な情報を企業が開示することである (収益認識会計基準80-4項)。

また、開示目的を達成するため、収益認識に関する注 記として、①収益の分解情報、②収益を理解するための 基礎となる情報、③当期及び翌期以降の収益の金額を理 解するための情報を注記する(収益認識会計基準80-5 項)。

#### ① 収益の分解情報

#### 【基準の定め】

当期に認識した顧客との契約から生じる収益は、収益 及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実 性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注 記する(収益認識会計基準80-10項)。

収益を分解する程度については、企業の実態に即した

事実及び状況に応じて決定する。その結果、複数の区分 に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで 足りる企業もある(収益認識適用指針106-3項)。

また、収益の分解情報と、企業会計基準第17号「セ グメント情報等の開示に関する会計基準」にしたがって 各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係 を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な 情報を注記する(収益認識会計基準80-10項)。

なお、収益の分解に用いる区分を検討する際に、次の ような情報において、企業の収益に関する情報が他の目 的でどのように開示されているのかを考慮する(収益認 識適用指針106-4項)。

- ・財務諸表外で開示している情報(例えば、決算発 表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料)
- ・最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する 業績評価を行うために定期的に検討している情報
- ・他の情報のうち、上記で識別された情報に類似 し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資 源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用 する情報

また、収益を分解するための区分として次のものが挙 げられている(収益認識適用指針106-5項)。

- ・財又はサービスの種類(例えば、主要な製品ライ ン)
- ・地理的区分(例えば、国又は地域)
- ・市場又は顧客の種類(例えば、政府と政府以外の
- ・契約の種類(例えば、固定価格と実費精算契約)
- ・契約期間(例えば、短期契約と長期契約)
- ・財又はサービスの移転の時期(例えば、一時点で 顧客に移転される財又はサービスから生じる収益 と一定の期間にわたり移転される財又はサービス から生じる収益)
- ・販売経路(例えば、消費者に直接販売される財と 仲介業者を通じて販売される財)

なお、顧客との契約から生じる収益については、それ 以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は顧 客との契約から生じる収益の額を注記する必要がある (収益認識会計基準78-2項)。

#### 【ポイント】

課題となる事項として、以下が示されている。

- ・不動産賃貸収入などのリース収益を顧客との契約 から生じる収益に含めて開示している
- ・単一セグメントであることや履行義務の充足時点 が全て一時点であることのみを理由として、収益の 分解を行っていない

したがって、基準の定めに照らして適切に注記を記載 しているか改めて確認することが望まれる。

なお、単一セグメントであっても、経営者による財政 状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に おいて、主要な製品別の分析を開示している場合には、 同じ区分で分解することなどを検討することが期待され ている。検討の結果、収益を分解するべきものがなかっ たとしても、収益認識基準にしたがって適切な検討を行 ったことがわかる内容の開示をすることが望ましい。

# ② 収益を理解するための基礎となる情報 【基準の定め】

顧客との契約が、財務諸表に表示している項目又は収 益認識に関する注記における他の注記事項とどのように 関連しているのかを示す基礎となる情報として、次の事 項を注記する(収益認識会計基準80-12項)。

- ・契約及び履行義務に関する情報
- ・取引価格の算定に関する情報
- ・履行義務への配分額の算定に関する情報
- ・履行義務の充足時点に関する情報
- ・収益認識会計基準の適用における重要な判断

収益を理解するための基礎となる情報において注記す る情報は、顧客と締結した契約の内容と、それらの内容 がどのように収益及び関連する財務諸表の項目に反映さ れているかに関する情報を開示するものである。この情 報を記載するにあたって、単に収益認識会計基準におけ る取扱いを記載するのではなく、企業の置かれている状 況がわかるようにすることで、財務諸表利用者に有用な 情報を開示することになる(収益認識会計基準180項)。

なお、重要な会計方針として注記している内容は、収 益認識に関する注記として記載しないことができる(収 益認識会計基準80-8項)。

#### 【ポイント】

課題となる事項は重要な会計方針の注記と合わせて公 表されているため、「(3)重要な会計方針の注記」参照。

#### ③ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情 報

### (ア) 契約資産及び契約負債の残高等 【基準の定め】

履行義務の充足とキャッシュ・フローの関係を理解で きるよう、次の事項を注記する(収益認識会計基準 80-20項)。

- ・顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約 負債の期首残高及び期末残高(区分して表示して いない場合)
- ・当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負 債残高に含まれていた額

- ・当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変 動がある場合のその内容
- ・履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのよ うに関連するのか並びにそれらの要因が契約資産 及び契約負債の残高に与える影響の説明

#### 【ポイント】

課題となる事項として、以下が示されている。

・契約資産及び契約負債の内容の説明がなく、履行義 務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び 契約負債の残高に与える影響に関する記載がない

したがって、基準の定めに照らして漏れなく適切に、 財務諸表利用者にわかりやすい開示になっているか、と いう観点で改めて見直すことが望ましいと考えられる。

なお、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約 資産及び契約負債の残高に与える影響を説明するうえ で、その前提として契約資産及び契約負債の内容を説明 することが必要であると考えられる。

# (イ) 残存履行義務に配分した取引価格

#### 【基準の定め】

既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる 収益の金額及び時期について理解できるよう、残存履行 義務に関して、①当期末時点で未充足(又は部分的に未 充足)の履行義務に配分した取引価格の総額、②①にし たがって注記した金額を、企業がいつ収益として認識す ると見込んでいるのかを、残存履行義務の残存期間に最 も適した期間による定量的情報を使用した方法、又は定 性的情報を使用した方法で注記する(収益認識会計基準 80-21項)。

なお、履行義務が、当初に予想される契約期間が1年 以内の契約の一部である等、収益認識会計基準80-22項 のいずれかの条件に該当し、残存履行義務の注記から除 外している場合は、どの条件に該当しているか、及び、 当該注記に含めていない履行義務の内容を記載する(収 益認識会計基準80-24項)。

#### 【ポイント】

課題となる事項として、以下が示されている。

・実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した 取引価格の総額等の開示を省略したにもかかわら ず、その旨の記載がない

したがって、基準の定めに照らして漏れなく適切に、 財務諸表利用者にわかりやすい開示になっているか、と いう観点で改めて見直すことが望ましいと考えられる。

なお、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシ ュ・フローの状況の分析において、受注残高の開示を行 っていることを理由として、残存履行義務に配分した取 引価格の開示を省略することはできないことに留意す る。

#### 3. おわりに

収益認識に関する開示は、開示目的を達成するための 十分かつわかりやすい記載が期待されているため、財務 諸表利用者の視点を考慮して情報を提供することが重要 である。

2023年3月期決算においては、令和4年度の金融庁か ら審査結果を踏まえた留意事項のほか、令和2年度及び 令和3年度の審査結果を踏まえた留意事項も参考とし て、収益認識に関する開示が、基準の定めに照らして適 切な記載かどうか、財務諸表利用者にとってわかりやす い記載かどうか等を、改めて見直し、より充実した記載 をすることが期待される。

# 金融庁:四半期報告書制度の廃止を含む 金融庁関連法律案等の公表

# 『会計情報』編集部

金融庁は、2023年3月14日に第211回国会にお ける金融庁関連法律案等を公表した。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱」 では、「我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変 化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及 び保護を図るため、顧客等の最善の利益を勘案しつ つ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の 整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規 定の整備、インターネットを用いてファンド形態で 出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金 融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずる 必要がある。このため、金融商品取引法等の一部を 改正することとしたものである。」と記載されてい

この「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 要綱」において、「四半期報告書制度廃止」に関す る改正の法律案について、以下のように説明されて いる。

- 四半期報告書制度廃止
  - (1) 上場会社に対する期中の業績等の開示につ いて、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月 ごとの開示に頻度を落とし(四半期報告書 制度の廃止)、上場会社に対して、四半期 報告書に代わり半期報告書の提出を義務付

けることとし、四半期報告書の提出に関す る規定を削除することとする。(金融商品 取引法第5条、第24条、第24条の4の7、 第24条の4の8、第24条の5、第25条、第 27条、第27条の30の2、第27条の30の6、 第57条の2、第166条関係)

(2) 参照方式の届出書、発行登録書類及び発行 登録追補書類、半期報告書及び半期報告書 の確認書並びに臨時報告書(これらの訂正 書類も含む。) の公衆縦覧期間を5年に延 長することとする。

施行期日については、原則として、公布の日から 起算して1年を超えない範囲内において政令で定め る日から施行することとされている。

ただし、四半期報告書制度の廃止に関連する規定 は、2024年4月1日から施行し(附則第1条第3号)、 この施行の日より前に開始した四半期については従 前の例による(附則第2条第1号)とされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただき

第211回国会における金融庁関連法律案:金融庁 (fsa.go.jp)

# 金融庁:「記述情報の開示の好事例集 2022」の更新

# 『会計情報』編集部

金融庁では、投資家と企業との建設的な対話に資 する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情 報の開示の好事例集」を公表している。

2023年1月31日に公表した「記述情報の開示の 好事例集2022」について、今般、新たに「コーポ レート・ガバナンスの概要」、「監査の状況」、「役員 の報酬等」及び「株式の保有状況」に関する開示の 好事例を追加し、公表した。

この他、「記述情報の開示の好事例集」の公表を開 始した2018年度から2022年度までの間において 開示の充実化が進展している企業の事例等を盛り込 んだ「記述情報の開示に関する充実化の動向」につ いても追加し、公表した。

開示の好事例の検討に当たっては、投資家・アナ リスト及び企業による勉強会が開催され、現時点で どのような開示が投資判断にとって有用と考えられ るかについて議論されており、この勉強会で議論さ れた開示例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事 例集2022」に追加したものとされている。

なお、更新された開示例のうち、「コーポレート・ ガバナンスの概要」及び「監査の状況」について は、2023年1月31日に公表された改正「企業内容 等の開示に関する内閣府令」において新たに求めら れている「コーポレートガバナンスに関する開示」 の参考となる開示例が掲載されている。(参考:「企 業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対 するパブリックコメントの結果等について(令和5 年1月31日))

詳細については金融庁のウェブページを参照いた だきたい。

「記述情報の開示の好事例集2022」の更新:金 融庁(fsa.go.jp)

# 金融庁:「連結財務諸表の用語、様式及 び作成方法に関する規則の一部を改正す る内閣府令(案) 等に対するパブリッ クコメントの結果等

# 『会計情報』編集部

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成 方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」とい う。) の一部を改正する内閣府令(案)」に対する意 見募集を行い、令和5年3月27日に結果を公表した。 改正の概要は以下のとおりである。

- 1. 連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令 企業会計基準委員会(ASBI)において、企 業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業 税等に関する会計基準」等の改正を公表したこ とを受け、連結財務諸表規則について所要の改 正が行われている。
- 2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定め る企業会計の基準を指定する件の一部改正等 企業会計基準委員会が令和4年12月31日ま でに公表した会計基準(令和4年10月に公表さ れた企業会計基準第27号「法人税、住民税及 び事業税等に関する会計基準」等の改正)を、 連結財務諸表規則第1条第3項及び財務諸表等 の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条 第3項に規定する一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準とするとされている。

国際会計基準審議会が令和4年12月31日ま でに公表した国際会計基準(令和4年9月に公 表された国際財務報告基準第16号「リース」 の修正及び令和4年10月に公表された国際会計 基準第1号「財務諸表の表示」の修正)を、連 結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会 計基準とするとされている。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則の一部を改正する内閣府令等は、令和5年3月 27日付で公布・施行されている。

詳細については以下のウェブページを参照いただ きたい。

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関す る規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対す るパブリックコメントの結果等について:金融庁 (fsa.go.jp)

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関す る規則の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対す るパブリックコメントの結果等について | e-Govパ ブリック・コメント

# 国際会計基準 (IFRS) 一つくり手の狙いと監査

# 第34回 IFRS第17号「保険契約」(その3)

国際会計基準審議会(IASB)理事 管地 降継

# 保険ビジネスの一般目的財務報告

IFRS会計基準は一般目的財務報告が提供する財務情 報を作成するための基準である。一般目的財務報告と は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者 が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用 な、報告企業についての財務情報を提供するものであ り、課税所得の算定や、当局による規制の為に必要な情 報提供を目的とするものではない。IFRS会計基準の財 務報告に関する概念フレームワークの第1章「一般目的 財務報告の目的」の第1.5項には「現在の及び潜在的な 投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企 業に直接に要求することができず、必要とする財務情報 の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならな い。したがって、彼らは一般目的財務報告書が対象とす る主要な利用者である。」と記載されている。財務報告 書の主要な利用者とは、情報提供を企業に直接に要求す ることができない者である。一般に各法域の規制当局は 規制対象となる企業に対して直接に情報提供を要求する ことができる。したがい、規制当局は一般目的財務報告 書の主たる利用者とはならない。

ところが、前稿(第33回)にて述べたような歴史的経 緯を経て、保険ビジネスは各法域に於いて厳しく監督さ れるビジネスとなり、そのことにより保険契約に関する 会計は法域ごとの監督目的の会計(監督会計)として独 自に発展することとなった。多くの法域では企業の二重 負担をさけるため、監督会計を用いて一般目的財務報告 を兼ねさせることを認めている。たとえばわが国におい ては、上場保険会社等、金融商品取引法の適用を受ける 保険会社は、金融商品取引法に従い有価証券報告書等を 作成する義務があり、一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に従ってその企業内容を開示することによ り、投資者の意思決定に必要な情報を提供することが求 められている。すなわち一般目的財務報告書を作成しな くてはならない。しかし保険業は、「財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規 則」という)の別記に掲げられている事業(いわゆる 「別記事業」)とされており、保険業法等に基づく財務諸 表による開示をもって金融商品取引法上の開示として認 められている(財務諸表等規則第2条ならびに別記6)。

では、なぜこのような特例が認められているのだろう か。保険ビジネスの監督会計による財務諸表は、一般目

的財務報告と同等と考えられていたからだろうか。おそ らくそうではないだろう。保険ビジネスの監督会計と、 一般企業の会計は明らかに異なるからだ。にもかかわら ず、監督会計を用いて一般目的財務報告を兼ねることが 認められているのは、おそらく、保険会社と他の産業分 野に属する企業とを比較するニーズが薄いと考えられて いたからであろう。一般に保険会社に投資する投資家 は、保険会社同士の比較はするものの、保険会社とそれ 以外の産業分野に属する企業とを比較して投資判断をす ることはあまりないと考えられていたからであろう。す なわち保険業は多くの法域に於いて免許業種であり、他 の産業との協業や競争があまりないという前提があった からであろう。保険業は特別な業者による特別なビジネ スという位置づけがあったのである。

#### IFRS第17号の新しいアプローチ

一方で、IFRS会計基準は全ての法域の全ての産業分 野に属する企業が適用できる一組の基準である。したが って、一般企業でもIFRS第17号の保険契約の定義に該 当する契約を保有していれば、IFRS第17号を適用しな ければならない。すなわちIFRS第17号は、一般の企業 が保険契約を保有していればどのような会計基準を適用 するのが妥当であろうかという発想から基準が構築され

IFRS第17号の結論の根拠には、IASBがIFRS第17号策 定に当たって模索した新しいアプローチについて検討し た方法が記載されている。ここにはIFRS第17号という 新しい会計基準の本質を理解するのに役立つ記述がある。

IFRS第17号「保険契約」結論の根拠 BC第7項

当審議会は、保険契約を会計処理するために下記 のアプローチを使用できるかどうかを検討した。

- (a) 一般に適用されるIFRS基準書を適用する
- (b) 保険契約の会計処理に関する既存モデルを選 択する

IASBは、仮に一般の企業が保険契約を保有し、しか も、IFRS第17号がなく、かつ、法域の監督会計を適用 せずに、IFRS財務諸表を作成するとしたら、一般の企 業は既存のIFRSのどのような基準を適用するだろうか ということに着目している。次に、もうひとつの選択肢 として、保険契約の会計処理に関して、IFRSの既存の 基準ではなくIFRS以外の既存の会計モデルを選択する というアプローチも検討している。

尚、IFRS以外の既存の会計モデルとは、他国で採用 されている保険契約に関する会計モデルや、監督会計な どを意味する。他国のモデルとは、たとえば既存の米国 会計基準(US-GAAP)に基づくアプローチであり、 US-GAAPをモデルとして開発すべきとの声もあった。 ただ、US-GAAPは保険契約の会計処理の基礎として広 く使用されているが、米国の保険商品及び米国の規制環 境の文脈で開発されたものであり、国際的に広く多くの 法域で適用される基準としてはふさわしくない。その他 の法域のモデルについても検討したが、いずれも一般目 的財務報告としては不備があった。また、US-GAAP以 外の会計基準は、国際的には認知されておらず、財務諸 表利用者が理解しやすい形での表示がなされないなどの 問題が多い。

また、監督会計のモデルを利用することについては、 監督会計の焦点は支払能力にあり、財務業績の報告を考 慮していない。また、規制上の報告には、政策目的など の当該法域に固有の問題に対応した法域固有の要求事項 が含まれていることが多い。このようなことから、既存 の会計モデルを利用するという選択肢は選ばれなかっ

では、一般に適用されるIFRS基準を用いるという選 択肢であるが、この点についてIFRS第17号の結論の根 拠には、以下のような分析が紹介されている。

IFRS第17号「保険契約」結論の根拠 BC第9項

保険契約は、適用除外がなければ保険契約に適用 される可能性のある多くの既存のIFRS基準書の範 囲から除外されている。これには下記に関する基準 書が含まれる。

- (a) 収益 (IFRS第15号「顧客との契約から生じ る収益」)
- (b) 負債(IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶 発資産」)
- (c) 金融商品(IFRS第9号「金融商品」及びIAS 第32号「金融商品:表示」)

このBC第9項の指摘は大変興味深い。収益認識基準 (IFRS第15号) や引当金 (IAS第37号) や金融商品 (IFRS第9号、IAS第32号) において、保険契約は対象 外となっている。その理由は、保険契約を適用除外とし なければ、それらの基準が保険契約に適用されてしまう 可能性があるからである。逆に言えば、もしIFRS第17 号がなければ、一般の企業で保険契約を保有している企 業は、ここに挙げた3つの会計基準を利用して保険契約 の会計処理をするであろうということを意味している。

では、それぞれの基準を適用して保険契約を会計処理 足されると考えるべきなのであろう。しかし、IFRS第

しようとするとどうなるであろうか。

# 既存のIFRS基準書を適用した場合

# (1) 収益認識基準(IFRS第15号)を適用した 場合

IFRS第15号によれば、顧客との契約から生じる収益 は、以下に示す5つのステップを適用して算定される。 出典(IFRS第15号 第2項括弧書補足)

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分

する

ステップ5:企業が履行義務の充足時に(又は充足す るにつれて) 収益を認識する

これを保険契約に当てはめると、ステップ1について は比較的容易であるようにも思えるが、実際の保険契約 には純粋な保険契約の他にさまざまなサービス契約が付 随していることが多いので、純粋な保険契約とそれ以外 の契約を分離することが重要になる。仮に、純粋な保険 契約以外の契約を分離できた場合、純粋な保険契約以外 の契約については、IFRS第15号を適用すればよい。問 題は純粋な保険契約について、ステップ2以下をどのよ うに適用するかである。

最も難しいのがステップ2の履行義務を識別するとい うステップである。果たして保険契約の履行義務とは何 であろうか。保険契約とは、一方の当事者(発行者) が、他方の当事者(保険契約者)から、所定の不確実な 将来事象(保険事故)が保険契約者に不利な影響を与え た場合に保険契約者に補償することに同意することによ り、重大な保険リスクを引き受ける契約である。この場 合、履行義務は保険契約者に保険金を支払うことなの か、保険契約者のリスクを引き受けることそのものなの か、どちらが正しいのかはIFRS第15号だけでは判断が 難しい。ある者は前者であると判断するであろうし、別 の者は後者であると判断するかもしれない。

ステップ3、4については、それぞれ難しさはあるかも しれないが、他の契約と同様の難しさであり、保険契約 固有の難しさが特にあるわけではない。より難しいのは ステップ5である。保険契約の履行義務の充足とは何か。 これもステップ2同様、判断が分かれるところである。 もし、保険金を支払うことが履行義務であるとするなら ば、履行義務の充足は保険金を支払った時点ということ になる。もし、保険金の支払いが無ければ、履行義務の 充足のタイミングはないということになってしまう。一 方、リスクを引き受けることそのものが履行義務である とするならば、その履行義務の充足はどのタイミングで 行われるべきなのか。おそらくは時間の経過とともに充 IFRS第15号のみに従って、保険契約の収益を認識した 場合は、相当の実務上のばらつきが生じることとなる。

#### (2) 引当金(IAS第37号)を適用した場合

IAS第37号は引当金と偶発債務についての基準であ る。保険契約は保険事故が起こって初めて保険金の支払 いが必要になる債務である。IAS第37号に依れば、引当 金は現在の義務であり、義務を決済するために経済的便 益を有する資源が流出する可能性が高いため、負債とし て認識されるものである。そして認識にあたっては信頼 性のある見積りができることが前提となっている。保険 契約を単体で見た場合に、経済的資源が流出(保険金の 支払い)する可能性が高いと判断できるかどうかは状況 に依るかもしれないが、複数の保険契約をポートフォリ オで見た場合には、経済的資源の流出は確実であり、引 当金の計上が可能である。ただ、経済的資源の流出の可 能性が高くなければ、それは偶発債務として扱われ、引 当金の計上はできない。

このようなことから、仮にIAS第37号だけに頼って保 険負債を計上した場合には、その計上方法に実務上のば らつきが生じる。また、その負債の測定方法についても バラバラとなる可能性があり、比較可能性のある財務諸 表は作成されない。

# (3) 金融商品(IFRS第9号、IAS第32号)を適 用した場合

そもそも保険契約は金銭のやり取りの契約であるか ら、金融商品として扱うべきであると解釈する者も多 い。実際に保険契約の性質は一種のデリバティブのよう なものであるとの解釈は可能であり、IFRS第9号ならび にIAS第32号に沿って経理処理することは可能である。 しかし、その場合には保険負債は公正価値測定され、そ

15号には保険契約については具体的に何も書かれてい の差額は当期の損益として認識される(FVTPL:Fair ない(だから適用除外なのであるが)。したがって、 Value Through Profit or Loss)ことになる。そうす ると、保険契約によって顧客に対して提供されたサービ スや価値が、実質的には無視され、保険契約の金融的側 面のみで会計処理がなされてしまうことになる。そのよ うな解釈で問題ないと考える者もいるかもしれないが、 そうではなく、保険には保険の社会的役割があり、それ を適切に反映する会計処理が必要であると考える者もい るかもしれない。

> 以上のようなことから、各企業がそれぞれ独自に既存 のIFRS基準書を用いて保険契約の会計処理を行えば、 大きな実務上のばらつきが発生し、保険契約について比 較可能性のある財務諸表を期待することはできない。こ のため、IASBは当初から保険契約について、これらの 基準の適用除外項目として、別途独立した会計基準を策 定することとしたのである。

> ただ、IFRS第17号がこれらの基準と全く切り離され た特殊なものかと言えば、むしろそうではない。IFRS 会計基準では産業別の会計基準は設けず、全ての産業分 野の企業が同じ一組の会計基準を適用することを想定し ている。したがって、保険契約に類似した契約があった 場合、やはり上記で述べたものと類似した判断が必要に なり、一般企業はそのような中で何らかの会計処理を行 っているのであるから、IFRS第17号「保険契約」がそ のような会計基準から極端に乖離したものになること は、産業間を跨いだ比較可能性の観点から好ましくな い。したがって、IFRS会計基準における保険契約の会 計基準の開発は、保険業界だけで比較可能な会計基準を 策定するのではなく、他の、一般企業が適用している他 の会計基準との整合性や比較可能性を考慮して開発され たのである。

# グループ通算制度の重要ポイント (第4回) 個別項目の計算方法

# デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野 久子

### 1. はじめに

令和2年度税制改正により、連結納税制度について抜 体納税における流れと大きくは変わらない。 本的な見直しが行われ、令和4年4月1日以後開始事業年 度についてグループ通算制度として改組されることにな った。

本稿では、連載(第4回)として、所得計算における 個別項目の計算方法について解説する。

なお、所得計算において最も特徴的な、損益通算と欠 損金の通算については、会計情報2022年12月号「グル ープ通算制度の重要ポイント(第1回)損益通算しなが ら単体申告」をご参照いただきたい。

# 2. グループ通算制度における所得計算・ 税額計算の概要

まず、グループ通算制度における所得計算・税額計算 取扱い)。 の流れについて確認する。

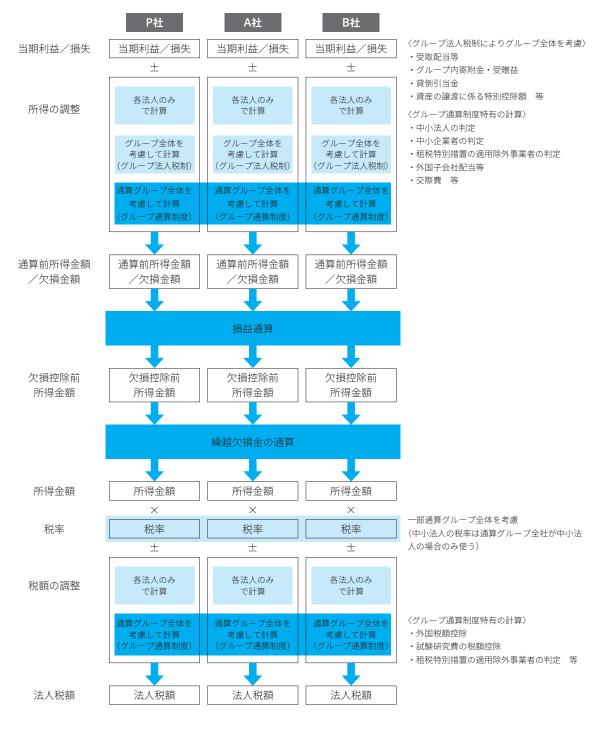
金の通算をするという特別な取扱いがある以外は、各通 算法人を納税主体とする単体申告であるので、各法人に

おいて計算することを基本的な考え方としている。その ため、所得計算・税額計算の基本的な流れは、通常の単

しかし、通常の単体納税と完全に同じというわけでは なく、一部の項目については通算グループ全体の数字を 加味することとされている(グループ通算制度特有の計 算)。

また、完全支配関係のある法人グループのための税務 上の取扱いとして、グループ法人税制がある。これは、 法人グループによる選択などを経ずに、単体納税であっ てもグループ通算制度であっても、完全支配関係のある 法人グループについて、いわば強制的に適用されるもの となっている。グループ通算制度を適用している場合に ついても、完全支配関係のある法人グループであるた め、グループ法人税制の内容は適用されるが、グループ 通算制度独特のものではない (グループ法人税制による

グループ通算制度における所得計算・税額計算の流れ グループ通算制度における所得計算は損益通算・欠損を図に表すと、次の図のようになる。なお、各項目につ いては、3~5において説明する。



# 3. 中小法人等の判定

法人税法・租税特別措置法において、中小法人等につ いて特別な取扱いが設けられていることがあるが、グル ープ通算制度を適用している場合には、通算グループ内 の全社が中小法人等に該当する場合に限定される。 その概要は次の通りである。

	項目	通常の単体申告	グループ通算制度	ポイント
1	中小法人(法人税 法)の判定	基本的に資本金の額等が1億 円以下の法人が中小法人とされるが、資本金の額等が5億 円以上の大法人による完全支配関係がある法人等は除かれる(法法52①、57⑪、66⑤、67①)。	通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全法人が中小法人に該当しない(法法52①、57⑪、66⑤⑥かっこ書、67①)。	通算グループ内に1社でも中小法人でない法人があれば中小法人として扱われないため、移行時に中小法人としての取扱いを受けなくなる法人も予想される。

2	中小企業者(租税 特別措置法)の判 定	基本的に資本金の額等が1億 円以下の法人が中小企業者と されるが、同一の大規模法人 から2分の1以上の出資を受 ける法人や2以上の大規模法 人から3分の2以上の出資を 受ける法人は除かれる(措令 27の4億等)。	通算グループ内のいずれかの 法人が中小企業者に該当しな い場合には、通算グループ内 の全法人が中小企業者に該当 しない(措令27の4億三等)。	通算グループ内に1社でも中 小企業者でない法人があれば 中小企業者として扱われない ため、移行時に中小企業者向 け租税特別措置が適用できな くなることも予想される。
3	中小企業者向けの 租税特別措置法に おける適用除外事 業者	適用除外事業者(前3事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える法人)については、中小企業者向けの一定の租税特別措置について適用が停止される(措法42の4④、⑩八他)。	通算グループ内のいずれかの 法人の前3事業年度の所得の 金額の年平均額が15億円を 超える場合には、通算グルー プ内の全法人が適用除外事業 者に該当し、中小企業者向け の一定の租税特別措置につい て適用が停止される(措法 42の4④、⑩八の二)。	通算グループ内に1社でも適用除外事業者があれば適用除外事業者として扱われるため、移行時に適用除外事業者に該当することになり、中小企業者向けの一定の特別措置について適用できなくなることも予想される。
4	大企業についての 租税特別措置法の 特定措置の停止	中小企業者以外の法人について、所得が前期比で増加している場合には、継続雇用者給与等支給額が増加している等の賃上げに関する要件を満たすか、減価償却総額の30%を超える国内設備投死をでつていないと、試験研究費の税額控除などの一定の租税特別措置の適用が停止する(措法42の13⑤)。	当該適用停止措置が適用されない中小企業者について、上記のとおり、通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合には通算グループ内の全法人が中小企業者に該当しないこととされているため、当該適用停止措置の有無を検討する必要がある(措法42の13⑤、措令27の4億三)。 試験研究費の税額控除の適用可否を判定する際には、通算グループ内の法人の合計額を使用して判定する(措法42の13⑦五~八)。	通算グループ内に1社でも中 小企業者でない法人があれば 中小企業者でない法人として 扱われるため、当該適用停止 措置の有無を検討しなければ ならない場面は増えると予想 される。

# 4. 所得の調整に関する事項

通算以外の個別項目について、グループ通算制度特有の 計算をする主な項目とその内容は次の通りである。

所得の調整に関する内容のうち、損益通算と欠損金の

	項目	通常の単体申告	グループ通算制度	ポイント
1	受取配当等の益金 不算入の負債利子 控除の計算	関連法人株式等に係る配当等に係る負債利子控除は関連法人配当等の額の4%相当額とされるが、支払利子合計額の10%相当額を上限とすることができる(法令19②)。	関連法人株式等に係る配当等に係る負債利子控除は関連法人配当等の額の4%相当額とされるが、通算グループ全体の支払利子合計額を配賦した金額の10%を上限とすることができる(法令19④)。	完全支配関係のある法人における保有株式数を合算して判定する点については前期(令和4年3月31日期)と比較すると変更になるが、令和4年4月1日以後開始事業年度からグループ法人税制が改あされ、通常の単体申告であまれる。との差は無い。関連法人株式等に係る配当等に係る計額の10%を上限とする取扱いは通算グループ全体で適用される。

2	外国子会社受取配 当等	外国子会社 (25%以上の保 有割合を一定期間継続) から の配当等については、その 95%が益金不算入となる (法 法23の2、法令22の4①②)。	外国子会社の判定における 25%以上の保有割合は、通 算グループ内の法人の所有株 式数を合算して判定する (法 法23の2、法令22の4①)。	保有割合の判定にあたり、通 算グループ全体の所有株数を 合算して判定する。
3	寄附修正	完全支配関係がある子法人の 株式等に寄附修正事由が生ず る場合には、その株式帳簿価 額に受贈益相当額を加算し、 寄附金相当額を減算する(法 令119の3⑨、119の4①)。	通算完全支配関係がある子法 人については寄附修正は行わ ない(法令9①七)。	通算制度では投資簿価修正が 行われるため、寄附修正は適 用されない。
4	交際費	その法人の資本金の額等が100億円を超える場合には、交際費等の損金算入は認められない(措法61の4①)。その法人の資本金の額等が1億円を超える場合には、定額控除限度額の特例の適用が認められない(措法61の4②)。その法人の資本金の額等が1億円以下の場合には、接待飲食費の50%相当額又は定額控除限度額(800万円)を上限に損金算入が認められる(措法61の4①②)。	通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額等が100億円を超える場合には、交際費等の損金算入は認められない(措法61の4①)。通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額等が1億円を超える場合には、定額控除限度額の特例の適用が認められない(措法61の4②)。通算グループ内の全ての法人である場合に、定額控除限度額を使うためには全通で関連を受ける必要があり、は各通算法人で選択する必要があり、は各通算法人の支出交際費等の額に応い通算グループ全体で分配する(措法61の4③二)。	通算グループ内に資本金の額等が100億円超又は1億円超の法人があること等により、交際費の損金算入の対象が狭くなる。
5	中小企業者等の少額減価償却資産の 損金算入	青色申告法人である中小企業 者等のうち、常時使用する従 業員の数が500人以下である 法人は、取得価額30万円未 満の減価償却資産について一 定要件のもと損金算入が認め られている(措法67の5、措 令39の28①)。	当該特例は通算法人には適用 されない(措法67の5)。	少額減価償却資産の特例は事務負担に配慮する必要がある 法人に対する制度のため、通 算法人には適用されない。
6	過大支払利子税制	対象純支払利子等の額が調整 所得金額の20%相当額を超 える場合には、損金不算入と される(措法66の5の2①)。 ただし、対象純支払利子等の 額が2,000万円以下であると きは適用除外となる(措法 66の5の2③)。	基本的に通常の単体申告の場合と同じであるが、対象純支払利子等の額の通算グループ合計が2000万円以下であるときは適用除外となる(措法66の5の2③)。	対象純支払利子等の額が2,000万円以下であるかどうかが通算グループ全体での判定となるため、適用除外になる場合が減ることが予想される。
7	オープンイノベー ション促進税制	青色申告法人である特別新事業開拓事業者に該当する対象法人が、特定株式を取得した場合等に、特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理した時は、所得基準額(125億円を超える場合は125億円)を上限に損金算入が認められる(措法66の13①)。	基本的に通常の単体申告の場合と同じであるが、適用の上限である所得基準額(125億円を超える場合は125億円と超える場合は125億円と超発がループ全体で計算し配分計算を行う(措法66の13®)。	適用の上限である所得基準額 は通算グループ全体で計算し 配分計算を行う必要がある。

# 5. 税額の調整に関する事項

税額の調整に関する内容のうち、グループ通算制度特

	項目	通常の単体申告	グループ通算制度	ポイント
1	税率	各法人の種類に応じて税率が 適用され、普通法人は23.2 %である(法法66①)。 中小法人の軽減税率は年800 万円以下の金額について19 %(令和5年3月31日までに 開始する事業年度については 15%)である(法法66①②、 措法42の3の2①)。	各法人の種類に応じて税率が適用され、普通法人は23.2%である(法法66①)。中小法人の軽減税率は通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には適用されず、適用される場合も通算グループ全体で年800万円以下の金額について19%(令和5年3月31日までに開始する事業年度については15%)とされる(法法66⑤)かっこ書・⑦、措法42の3の2①)。	通算グループ内に1社でも中小法人でない法人があれば中小法人として扱われないため、移行時に中小法人の軽減税率が適用できなくなる場合も予想される。また、通算グループ内全社が中小法人であったとしても、通算グループ全体で年800万円以下の金額に軽減税率が適用されるため、その適用が縮小する。
2	所得税額控除	源泉徴収された所得税のうち、元本所有期間対応部分等につき、法人税額から控除される(法法68、法令140の2①~③)。	基本的に通常の単体申告の場合と同じであるが、通算グループ内の法人間で元本株式等の移転があった場合には、所有し続けているものとして計算する(法令140の2④⑤)。	通算グループ内の法人間で元 本株式等の移転があった場合 には考慮する必要がある。
3	外国税額控除	納付した控除対象外国法人税 について、その法人の法人税 額及び国外所得金額に基づい て計算された控除限度額の範 囲内において、法人税額から 控除できる(法法69①)。	外国税額の控除限度額は通算グループ全体の合計額で算出し、それを各通算法人に配分する(法令148①)。同じ通算グループ内の他の通算法人が外国税額控除を適用する場合、外国税額については損金不算入として取り扱われるため(法法41②)、損金算入と税額控除との選択は通算グループ全体で行う必要がある。	通算グループ全体での計算となるため、外国税額控除を選択するかどうかは通算グループ全体で統一し、また、控除限度額の計算にあたり情報力を引きない。手間はかかるが、通常の単体申告に比べると、外国法人で所得・法人税額が生じていなく生じていれば税額控除を行うことができるというメリットが予想される。
4	試験研究費の税額控除	青色申告法人に試験研究費の 額がある場合には、税額控除 限度額と控除上限額のいずれ か少ない金額を、調整前法人 税額から控除する(措法42 の4)。 中小企業者の特例の適用につ いては、上記「3.中小法人 等の判定 2 中小企業者 税特別措置法)の判定」を参 照。 大企業について一定の要件を 満たさないと適用が停止する 措置については、その法人の 数値を使用して判定する(措 法42の13⑤)。(再掲)	通算グループを一体として計算した税額控除限度額と控除上限額のいずれか少ない金額を各法人の調整前法人税額の比で配分した金額が各法人の税額控除限度額とされる(措法42の4①⑧)。中小企業者の特例の適用については、上記「3.中小法人等の判定2中小企業者(租税特別措置法)の判定」を参照。大企業について一定の要件を満たさないと適用が停止する措置については、通算グループ内の法人の合計額を使用して判定する(措法42の13⑦五~八)。(再掲)	通算グループ全体での計算となるため、情報共有し計算する必要がある。 手間はかかるが、試験研究費の生じていなくでも、 通算グループ全体で生じてが表していなくでもできるというメリットが予想される。 中小企業者の特例については、通算グループ会体でもでもでからないがあれば、通算グループ内に1社があれば、通算グルーでないは、があれば中小企業者でないと、適用が狭くなると予想される。

5	特定同族会社の留
	保金課税

その法人が特定同族会社に該 当する場合には、その留保金 額が留保控除額を超える場合 には、その超える金額(課税 留保金額)に対し特別税率に よる法人税(留保税額)が課 される (法法67)。

資本金の額等が1億円以下の 法人については適用されない (法法67①)。

基本的に通常の単体申告の場 合と同じであるが、通算グル ープ内の全ての法人の資本金 の額等が1億円以下である場 合には、適用されない(法法 67①)。

また、留保税額を計算するに あたり、通算グループ内の配 当等について一定の調整が行 われる(法法67③・法令 139の8)。

通算グループ内に1社でも資 本金の額等が1億円超の法人 があれば適用されるため、適 用される可能性が高くなる。 通算グループ内の配当等があ る場合には、留保税額の計算 にあたり考慮する必要があ

#### 6. おわりに

グループ通算制度においては、各法人が納税義務者と なり、基本的に各法人における計算を行うこととされた が、損益通算・欠損金の通算以外にも全通算法人での計 算を行うべき項目がある。結局のところ、確定申告の計 算においては通算グループ内の法人で情報共有しながら 作業を進める必要があり、留意が必要である。

# 国の会計と関連制度(1回目) ~国の財務書類開示の経緯と概略~

長村 彌角 公認会計士

現在の国の財務書類は、平成12年10月に平成10年度 決算として「国の貸借対照表(試案)」が作成されたこ とをスタートとし、平成17年9月に「国の財務書類」が 公表されて以降、毎年度作成・開示されている。毎年1 月には、財務省から国の貸借対照表が公表され負債が資 産を上回る債務超過がどの程度だ、というニュースが出 る。この、国の貸借対照表を含め4つの財務表(貸借対 照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区 分別収支計算書)で構成されるものが「国の財務書類」 である。企業での株主は、保有する株式の配当や時価に 直接影響を与える財務情報に加え、非財務情報としての 事業計画やサスティナビリティ情報、人財情報などにも 大きな関心を寄せていることと比較すると、国の財務書 類に含まれる4表や事業別コスト情報などへの国民の関 心は、まだまだ高まることが期待される。本稿(1回目) では、国の財務書類及びコスト情報が作成されるまでの 経緯や展開、国の財務書類で示される情報の概略につい て解説するが、本稿読者が、これをきっかけに「国の財 務書類」(国の財務書類(省庁別、一般会計・特別会計、 事業別フルコスト情報):財務省(mof.go.jp))にアク セスすることを期待する。

# 1. 国の財務書類作成及びコスト情報の経 緯や展開

# (1)「日本経済再生への戦略」(経済戦略会議 (平成11年2月)(経済戦略会議答申(ndl. go.jp)))

平成10年前後のわが国は、大型経済対策の効果が見 られ始めていたもののバブル崩壊以降の自律回復への見 通しが不透明であり、他の先進国を上回る少子化・高齢 化により、戦後の日本経済成長システムに綻びも見られ 始めていた。そこで、日本経済再生に向けた新たな日本 型モデルの構築と既存システムの大胆な見直し等が必要 不可欠とされ、経済戦略会議は日本経済再生に向けた次 の5点の基本戦略を提示している。

- ① 経済回復シナリオと持続可能な財政への道筋
- ② 「健全で創造的な競争社会」の構築とセーフティ・ ネットの整備
- ③ バブル経済の本格清算と21世紀型金融システム の構築
- ④ 活力と国際競争力のある産業の再生

⑤ 21世紀に向けた戦略的インフラ投資と地域の再

このうち、②「健全で創造的な競争社会」の構築に向 けた改革として、「公会計制度の改善」を掲げ、公的部 門(中央政府、地方政府及びそれらの外郭団体等)の効 率化・スリム化に向けた大前提として、会計制度の抜本 改革と会計財務情報基盤の整備を、次の6点で提言して いる。

- 国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産 状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計原 則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行う
- 複式簿記による貸借対照表を作成し、経常的収支 と資本的収支を区分する。
- 公的部門全体としての財務状況を明らかにするた め、一般会計、特別会計、特殊法人等を含む外郭団 体の会計の連結決算を作成する
- 現金主義から発生主義に移行する
- 地方自治体については、全国統一の基準に基づい て 財務諸表を作成・公表することにより、各自治 体間の比較・評価を可能とすべき
- 決算に関しては、外部監査の導入・拡充を行うと ともに徹底した情報開示を行う必要がある。

国の財務書類は、この提言を起点として実質的な検討 がスタートした。

# (2)「国の貸借対照表(試案)」の作成・公表 (平成12年10月公表(平成10年度決算分 (国の貸借対照表(バランスシート)(試案) 関連:財務省(ndl.go.jp)))

当時の大蔵省は、わが国初の「国の貸借対照表」の作 成・公表と合わせ、「国の貸借対照表作成の基本的考え 方」も公表している。この基本的考え方では、それまで の国の資産・負債に関して、諸資料で把握することが難 しかった国の会計の全体像や企業会計で認識される減価 償却などを、先進諸国事例などを参照しつつ、企業会計 における貸借対照表の手法を用いて提供することで国民 に対する説明責任の向上を目指すこととしている。一方 で、国は営利活動による利潤獲得を目的としていない点 や企業のような倒産処理手続による財産の清算が予定さ れていない点、国債の発行主体として市場からの評価は 受けている点、国会により承認される予算として資源配 分が決まるため国の活動には費用収益の対応関係が基本

的に存在しない点などが作成にあたり考慮されたとして いる。また、国の利害関係者の多様性から全ての利害関 係者の要求を満たすことは困難であること、国の資産・ 負債は膨大な数があり、河川や海岸のようにそもそも原 始取得し取得価額の把握ができないものなどが含まれる ため、作成の費用効果も考慮し、国が毎年度作成してい る決算資料をベースに、大胆な仮定による推計なども実 施されている。

この「国の貸借対照表(試案)」では、連結貸借対照 表は作成されていないが(特殊法人等を連結した貸借対 照表は平成12年度版より作成)、特殊法人等に関しては どの範囲までが国と一体として会計上の説明責任を果た す範囲かの慎重な検討の必要性に加え、地方公共団体が 国と共に公経済主体の両輪として独立した立場で行政サ ービスを提供しているため両公経済主体の貸借対照表を 結合する意味は大変大きいともされている。

# (3)「独立行政法人会計基準」及び「独立行政 法人会計基準注解」(独立行政法人会計基 準研究会(平成12年2月)(総務省 | 独立 行政法人制度等|独立行政法人(soumu. go.jp)))

独立行政法人の会計は、中央省庁等改革基本法(平成 10年法律第103号) 第38条及び独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第37条において、原則として 企業会計原則によることとされたが、合わせて「公共的 な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を 前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要 な修正を加える」(「中央省庁 等改革の推進に関する方 針」平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定) とされた。合理的な理由のない限り、独立行政法人の会 計基準は企業会計原則に従う一方で、上記の特殊性か ら、国の財源に頼る独立行政法人には営利企業の収益と 費用の対応関係が異なることや、独立行政法人は政策立 案主体ではなく実施主体であるために独自の判断で意思 決定が完結しない場合があること、利益(剰余金)の分 配を前提とする資本主制度ではないこと、独立行政法人 への業務実施への動機付けの要請と財政上の観点の調 整、中期目標期間の仕組みを導入していることなどの面 が、独立行政法人会計基準設定には配慮されることとな った。企業会計原則との最も重要な差異は、主務大臣が 与えた中期目標を、与えられた財源(主に運営費交付金 (企業会計では収益に相当)) で着実に実施する場合に は、損益ニュートラル(損益ゼロ)となる考え方が織り 込まれている点である。

(4)「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成 指針」(財政制度等審議会 財政制度分科 会 法制・公企業会計部会 公企業ワーキ ンググループ(平成13年6月)(<4D6963 726F736F667420576F7264202D2028 31393131313989FC92F98CE3292093 C18EEA9640906C939982C98C5782E 98D7390AD8352835883678C768E5A 8F918DEC90AC8E77906A2E646F63> (mof.go.jp)))

昭和62年10月に財政制度等審議会公企業会計小委員 会により特殊法人等会計基準が設定されたが、予算統制 を確保するための決算という側面もあり、分かりづら い、将来の国民負担に帰するコストが明らかではないと いった指摘があった。平成13年4月に創設された独立行 政法人においては、上記のように独立行政法人会計基準 が設定され、新たな説明責任充実の動きもあったことか ら、それまで「特殊法人等会計処理基準(昭和62年10 月2日財政制度審議会公企業会計小委員会)」等に基づ き作成されていた貸借対照表等について、企業会計原則 と異なる会計処理がなされている部分について、行政コ スト計算書を中心とした財務報告体系(行政コスト計算 財務書類)(注)への見直しが検討された。

(注) 行政コスト計算書とは、特殊法人等について、 説明責任の確保と透明性の向上の観点から最終的に国民 負担に帰すべきコストを集約表示する書類。行政コスト 計算財務書類は、この行政コスト計算書に加え、民間企 業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書、キャッシ ュ・フロー計算書、民間企業仮定利益金処分計算書(又 は、民間企業仮定損失金処理計算書)、附属明細書によ り構成される。

# (5)「国立大学法人会計基準」及び「国立大学 法人会計基準注解」(国立大学法人会計基 準等検討会議(平成15年3月)(国立大学 法人等:文部科学省(mext.go.jp)))

文部科学省の内部組織であった国立大学等の法人化が 平成16年4月に予定されるなか、「新しい「国立大学法 人」像について」(国立大学等の独立行政法人化に関す る調査検討会議(平成14年3月)(Taro11-最終報告 (最終版22日 (cao.go.jp))) において、「「国立大学法 人」に適用する会計基準について、『独立行政法人全 般 に適用する会計基準については、既に「独立行政法人会 計基準」が策定されているが、これを参考としつつ、大 学の特性を踏まえた会計基準を検討する。』」とされた。 一方で、国立大学法人会計基準等検討会議では、独立行 政法人とは異なる国立大学の特性として、主たる業務が 教育・研究であること、学生納付金や附属病院収入等の 多額・固有の収入があること、同種法人が多数設立され ることから、国立大学法人間の一定の統一的な取扱いも 必要とされるなどを念頭に独立行政法人会計基準に変更 を行っている。

# (6)「新たな特別会計財務書類について」(財政 制度等審議会(平成15年6月)(新たな特 別会計財務書類について/財政制度等審議 会:財務省(mof.go.jp)))

平成14年1月に「新たな特別会計財務諸表の作成に係 る論点整理」が取りまとめられ、全ての特別会計を対象 とし、国の予算制度や特別会計の特殊性を踏まえつつ、 出来る限り企業会計の手法を活用することとされた。こ れを踏まえて、財政制度等審議会 財政制度分科会 法 制・公会計部会 公企業会計小委員会 公企業会計ワー キンググループにおいて37特別会計の中から類型ごと に7つの特別会計を選び、財務書類作成方法の具体的な 検討を実施した。基本的な検討方針として、企業会計の 考え方や手法を可能な限り活用し、財務内容のディスク ロージャーの充実と説明責任の履行を図る観点、特別会 計間の一覧性、比較可能性を確保する観点が重視され、 また、特別会計の業務と関連性があり、政策的に一体性 があると認められる特殊法人等がある場合には、参考情 報として連結財務書類も作成することとされた。

# (7)「公会計に関する基本的考え方」(財政制度 等審議会(平成15年6月(公会計に関する 基本的考え方/財政制度等審議会:財務省 (mof.go.jp)))

平成15年、財政制度等審議会はそれまでの取組状況 に加え、欧州 (英、仏、独)、北米 (米、加)、大洋州 (豪、NZ) の公会計の状況についてもヒアリング等の調 査を実施し、これを「公会計に関する基本的考え方」と して取りまとめ、財務大臣に提出した。このなかでは、 公共部門の活動は、民間企業では行い得ない公共の福祉 の向上等を目的とし税収を根源的な財源として市場性の ない公共財の提供等を行うため、定量的な評価にはなじ みにくい分野も多く存在しており、その財政活動は、議 会における予算議決を通じた事前統制の下に置かれてい るという特性にあるという整理のもと、次の3点の公会 計の意義・目的を示している。

- 議会による財政活動の民主的統制
- 財政状況等に関する情報開示と説明責任の履行
- 財政活動効率化・適正化のための財務情報

そのうえで、予算及び決算は「議会による民主的統 制」を直接の目的とする一方で、財務報告としての財務 書類等については、「情報開示と説明責任の履行」及び 「財政活動の効率化・適正化」の機能を果たすものの情報 開示と説明責任の履行にとどめることなく、予算の効率 化・適正化にいかに活用し、聖域なき歳出改革につなげ ていくことが重要と指摘している。

また、財務報告に関する基本的考え方として、主に次 のように整理された。

- 「国の貸借対照表(試案)」や「新たな特別会計財 務書類」などのこれまでの取組みを更に強化し、そ の充実を図るべき
- 作成される財務情報は、単なる開示の目的に止ま

- らず、財政の効率化、適正化に資する財務情報の提 供が重要となっており、予算におけるチェック  $(C) \cdot PO \rightarrow \exists V (A) \ \mathcal{E} \mathcal{T} \rightarrow V (P) \cdot \mathcal{T} \rightarrow V (D)$ に反映させる環を形成する重要な要素となる
- 国の財務報告がカバーすべき範囲は、国の財政状 況を明らかにする観点から、国の会計である一般会 計及び特別会計に加え、独立の法人形態である特殊 法人、認可法人及び独立行政法人、郵政公社や国立 大学法人等が対象となる
- 国の財政に重大な影響を与えうる要素を網羅的に 捉えるという点において意味のある開示を行うため には、国が財政的に責任を負うべき範囲を明確化す る必要がある
- 一般政府レベルで国の財政状況を把握するため に、地方公共団体を国の財務書類の連結対象とすべ きとの議論がある一方で、国と連結して開示するこ とが地方自治のあり方との関係でそもそも問題ない のかとの疑問もあり、また、国との連結を根拠とし て地方に対する財源保障をすべきであるとの誤解を 生じるおそれがあるとの議論もあり、国の財政状況 の開示において地方公共団体をどのように扱うかに ついては、十分かつ慎重な検討が必要
- 公共部門の活動には、企業の経済活動とは異なり 貨幣額で測定することが難しい分野が多く存在する ことから、非財務情報の役割が重要であり、どのよ うな非財務情報の開示が必要となるか、どのような 開示の方法が適切であるか、財務報告の目的に則し た検討が必要

これらの検討に加え、政策別情報開示など事業・施 策・政策に着目したディスクロージャーを進めることで アカウンタビリティを高め、行政府自身の財政の効率 化・適正化を促すために、財務報告として開示すべき情 報は「行政府の基本単位であり、予算執行の単位である とともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別の フローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行 及び行政効率化を進めることが適当」として、省庁別に 財務書類を作成する考え方が示された。

# (8)「省庁別財務書類の作成について」(財政制 度等審議会(平成16年6月)(省庁別財務 書類の作成について:財務省(mof.go. jp)))

平成15年6月の「公会計に関する基本的考え方」を踏 まえ、同年9月から財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会 公企業会計ワ ーキンググループにおいて、「新たな特別会計財務書類 の作成基準」を基礎として、省庁別財務書類の体系・様 式、税収入等の財源や公債の各省庁への配分等一般会計 に固有な論点を中心に検討が始まった。検討にあたって は、各省庁を単位とした省庁別財務書類の作成は、法律 上の会計区分である一般会計、特別会計とは異なる新た

な枠組みであることから、各省庁が試作した財務書類を 通じて、作成における個別の論点等を洗い出すことと し、平成15年12月「省庁別財務書類の試作基準」(省 庁別財務書類の試作基準について:財務省 (mof.go. jp))が取りまとめられた。その後、当試作基準に従っ て作成された省庁別財務書類について全省庁にヒアリン グを実施し改善を重ね、省庁別財務書類の作成基準が作 成された。

省庁別財務書類は、一般会計と特別会計を通じた各省 庁の財務情報等を提供するため、一般会計省庁別財務書 類と特別会計財務書類を合算して作成される。このた め、省庁別財務書類の作成基準は「省庁別財務書類の作 成基準」のほか、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」 及び「特別会計財務書類の作成基準」で構成される。

# (9)「国の財務書類」の作成・公表(平成17年 9月(平成15年度:財務省(ndl.go.jp)))

これらを経て、平成17年9月に、平成15年度決算分 の省庁別財務書類を基礎として、一般会計と特別会計を 合わせた国全体のフローとストックの情報を提供する 「国の財務書類」を財務省主計局が作成し公表した。以 降、毎年度の公表がされている。

# (10)「行政改革の重要方針」(閣議決定(平成 17年12月24日)(【閣議決定】行政改革 の 重 要 方 針 ( 平 成17年12月24日 ) (gyoukaku.go.jp)))

特別会計改革として、特別会計法に定められた財政法 の例外規定を整理し、特別会計の会計情報についてはそ の開示の内容及び要件を統一的に明示するとともに、企 業会計の考え方に基づく資産・負債も開示する方針など が示された。

# (11)「公会計制度の一層の推進に向けて~中間 取りまとめ~」(財政制度等審議会平成 18年6月)(02.pdf (mof.go.jp))

国全体の財政活動を効率化・適正化していく手法の一 環として、財務書類の活用の重要性が、マクロ面(貸借 対照表の活用、独立行政法人等を合わせた連結財務書類 の活用、国の保有する資産の財政健全化への貢献など) とミクロ面(省庁別財務書類の活用を図ることによる政 策単位レベルでの財政活動の効率化・適正化)から、ま た、財務書類の作成・公表時期の早期化、企業会計の考 え方を活用した特別会計財務書類の法定化なども示され た。

# (12)「一層の活用に向けたコスト情報の開示の 在り方について」(財政制度等審議会 財 政制度分科会 法制・公会計部会公企業会 計小委員会公企業会計ワーキンググルー プ 平成19年6月(一層の活用に向けた コスト情報の開示の在り方について(平 成19年6月26日 ): 財務省(mof. go.jp)))

平成18年6月に財政制度等審議会が取りまとめた「公 会計整備の一層の推進に向けて~中間取りまとめ~」を 受け、省庁別財務書類の活用における新たなコスト情報 開示の視点から検討された。新たなコスト情報開示の考 え方として、省庁別財務書類とは別の形で政策評価や予 算内容の効率化を図るために有用な情報を開示する、政 策評価における施策が一般会計、特別会計、独立行政法 人等にまたがる場合などがあるため、これらを合算もし くは連結したベースでのコスト情報を開示する、受益者 負担等の対価収入を考慮するなどの様々な視点が示さ れ、平成21年度決算分から「政策別コスト情報」(各省 庁が公表している「特別会計財務書類」、「省庁別財務書 類」及び「政策別コスト情報」へのリンク:財務省 (ndl.go.jp)) が開示されている。

# (13)「特別会計財務書類」の国会提出(平成 21年1月)

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号(以下、 特別会計法という)、特別会計に関する法律施行令(平 成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省 令(平成19年財務省令第30号)が施行され、特別会計 財務書類は法定財務書類として、会計検査院の検査を受 けた後、通常国会に提出されることとなった。

(特別会計に関する法律)

第七節 財務情報の開示

(企業会計の慣行を参考とした書類)

第十九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する 特別会計について、資産及び負債の状況その他の決 算に関する財務情報を開示するための書類を企業会 計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しな ければならない。

- 2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て 国会に提出しなければならない。
- 3 第一項の書類の作成方法その他同項の書類に関 し必要な事項は、政令で定める。

#### (特別会計に関する法律施行令)

第三十四条 各特別会計の法第十九条第一項の書類 は、当該特別会計の当該年度末における資産及び負 債の状況並びに当該年度に発生した費用の状況その 他の財務大臣が定める事項を記載した書類とする。

(特別会計の情報開示に関する省令) (企業会計の慣行を参考とした書類)

第二条 令第三十四条第一項の財務大臣が定める事 項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該年度末における資産及び負債の状況
- 二 当該年度において発生した費用の状況
- 三 当該年度における資産と負債との差額の増減の
- 四 当該年度における歳入歳出決算を業務及び財務 に区分した収支の状況
- 五 第一号から前号までに掲げる事項に関する重要 な会計方針、偶発債務(債務の保証(債務の保証 と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に 係る賠償義務その他現実に発生していない債務 で、将来において債務となる可能性のあるものを いう。)の内容及び金額その他の特別会計の財務 内容を理解するために必要となる事項
- 六 第一号から第四号までに掲げる事項に関する明

# (14)「政策別コスト情報の把握と開示について」 (財政制度等審議会(平成22年7月)(政 策別コスト情報の把握と開示について (mof.go.jp)))

財政制度等審議会では、平成18年の「公会計整備の 一層の推進に向けて~中間取りまとめ~」、平成19年の 「一層の活用に向けたコスト情報の開示の在り方につい

て」を受けて、実際に省庁別財務書類を活用して各省庁 が政策別コスト情報を作成する具体的な検討の必要か ら、「政策別コスト情報の把握と開示について」と取り まとめた。政策別コスト情報の作成単位は政策評価項目 を基本とし、人件費や官房経費のような共通経費の取扱 いなどの留意事項も提案され、また、政策コスト情報は 省庁別財務書類等における業務費用計算書との整合性 (一致) も原則とされ、開示情報間の関連性を担保する 形とされた。

# (15)「国の財務書類」の作成・公表時期の早期 化(平成23年度)

それまで、国の財務書類や省庁別財務書類は、作成か ら公表までに長期間を要した。例えば、平成18年度(平 成19年3月期年度)では、特別会計財務書類公表:平成 20年3月)、省庁別財務書類公表:平成20年3月、国の 財務書類公表:平成20年8月であり、より早い公表が行 えれば、財務書類が財政活動の効率化・適正化へをさら に推進すると考えられた。平成19年6月の参議院決算委 員会では、「国の財務書類」や「省庁別財務書類」の公 表は決算の国会への提出時期から大幅に遅れており、 「国の財務書類」等を早期に公表できるよう、財務書類 を速やかに作成するためのシステムの導入について検討 を進めるべきとの「平成17年決算審査措置要求決議」 (平成17年度決算審査措置要求決議(sangiin.go.jp)) がなされ、その後の財務書類作成システムの導入等によ り、平成20年度決算分から国の財務書類公表は翌年度 の1月に早期化された。

【図表1 国の財務書類の公表時期の変化】

対象年度	特別会計財務書類	省庁別財務書類	国の財務書類
平成18年度分	平成20年3月	平成20年3月	平成20年8月
平成20年度分	成20年度分 平成22年1月		(一般会計分) 平成22年1月
		(合算・連結) 平成22年2月	(合算・連結) 平成22年6月

(出典:「国の公会計の現状」(平成23年2月18日 財務省主計局法規課公会計室)を加工)

(16)「財務書類等の一層の活用に向けて」(財 政制度等審議会 財政制度分科会法制・ 公会計部会 財務書類等の一層の活用に 向けたワーキンググループ(平成27年4 月))(katsuyou\_houkoku20150430. pdf (mof.go.jp))

平成18年の「公会計整備の一層の推進に向けて~中 間取りまとめ~」により、「国の財務書類」と政策評価 や国民経済計算(SNA)との連携などが提言され、「国 の財務書類」は活用に一定の成果を見せているものの各 省庁へのアンケートなどでは十分に活用されているとは 言い難い状況も明らかになった。そこで、次の3分野か らの活用方法が検討された。

① 財務書類を用いた情報開示による活用 平易なリーフレットの作成や加工し易い形での電 子媒体の提供、企業における統合報告書の例も参考 にした財務情報と非財務情報を合わせて理解できる 説明への取組み、公共部門全体の財政状況評価に資 するための国と地方公共団体の合算財務書類の作成 等が提言された。

#### ② 財務情報を財政の健全化に役立てることによる活 用

「国の財務書類」の説明に当たっては、資産・負 債差額に加えて「超過費用」とプライマリーバラン スとの差額の分析や、それらをつなぐ区分別収支計 算書(キャッシュ・フロー計算書)とプライマリー バランスとの関係を説明すること、「国の財務書類」 と国民経済計算 (SNA) との関係の整理、国の財 務書類(合算)及び連結財務書類における資産、負 債両面の変動が一般会計に及ぼす影響と要因の明確 化、資産・負債差額の有用性に鑑みた評価や開示の 工夫等が提言された。

#### ③ 行政活動の効率化・適正化のための活用

地方公共団体における固定資産台帳の整備状況、 活用方法も参考にした国のインフラ資産台帳の検 討、行政評価等に資するため直接行政サービスを実 施している代表的な事業の各事業の単位当たりコス ト情報の提供、資源配分を行っている代表的な事業 で国から交付された資金が最終的に国民に行き渡る までの中間コスト(間接経費)情報の提供、手数料 等の算定にあたっての企業会計的手法の活用等が提 言された。

# (17)「事業別フルコスト情報の把握と開示につ いて」(財政制度等審議会 財政制度分科 会法制・公会計部会(令和3年1月) fullcost.pdf (mof.go.jp))

平成27年の「財務書類等の一層の活用に向けて」を 受けて、平成26年度決算分から政策別コスト情報に加

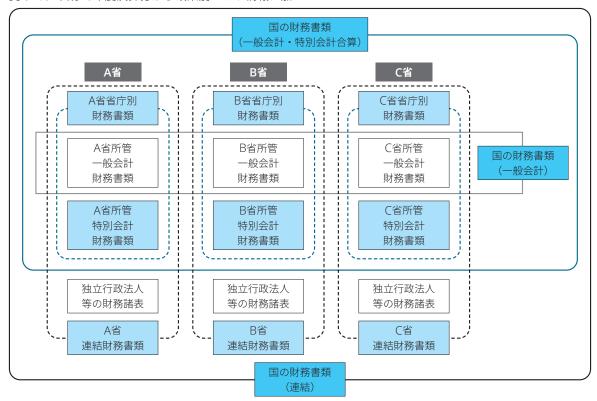
え「個別事業のフルコスト情報の開示」の取組みを試行 的にスタートしたが、政策別コスト情報と個別事業のフ ルコスト情報の二つのコスト情報が併存する状況になっ たため、活用に資するコスト情報の視点から、事業別フ ルコスト情報の「意義・目的」「作成する事業の性質 (事業類型等)」「共通経費の配賦方法(フルコストの算 定方法)」「表示・開示方法」等について議論された。ま た、事業別フルコスト情報は、補助金・給付金事業型、 受益者負担事業型、その他事業型の類型を基本に、行政 事業レビューのレビューシート単位(作成単位)で、発 生主義ベースのトータルのコスト(フルコストであり国 が外部機関を利用した場合には当該機関のコストも含 む)を集計して作成されることとなった。

なお、「事業別フルコスト情報の把握と開示について」 により、「政策別コスト情報の把握と開示について」(財 政制度等審議会(平成22年7月)は廃止されている。

# 2. 国の財務書類の構成

#### (1) 構成の説明

国の財務書類は、大きく「一般会計」「特別会計」「一 般会計+特別会計」「連結」の概念で各省庁別財務書類 が作成された後、全省庁の「一般会計」部分を合算した 「国の財務書類 (一般会計)」、全省庁の「一般会計」部 分と「特別会計」部分を合算した「国の財務書類(一般 会計・特別会計合算)」、全省庁の「連結」を合算(連 結)した「国の財務書類(連結)」として作成されてい る。



(出典:「国の財務書類」ガイドブック(令和4年1月 財務省主計局)(guidebook.pdf (mof.go.jp)))

視点から「行政府の基本単位であり、予算執行の単位で単位は、次のとおり。 あるとともに行政評価の主体」である省庁単位で作成さ

省庁別財務書類は、財政活動の効率化・適正化などの れ開示されている。令和3年度の省庁別財務書類の作成

一般会計所管	特別会計
皇室費	
国会	
裁判所	
会計検査院	
内閣	東日本大震災復興特別会計
	交付税及び譲与税配付金特別会計 (注1)
   内閣府	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (注2)
	年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定) (注3)
	東日本大震災復興特別会計
デジタル庁	
(復興庁) (注4)	東日本大震災復興特別会計
   総務省	交付税及び譲与税配付金特別会計 (注1)
小心分 目	東日本大震災復興特別会計
法務省	東日本大震災復興特別会計
外務省	
	地震再保険特別会計
	国債整理基金特別会計
財務省	外国為替資金特別会計
	財政投融資特別会計
	東日本大震災復興特別会計
   文部科学省	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (注2)
X 印 付 丁 自	東日本大震災復興特別会計
	労働保険特別会計
厚生労働省	年金特別会計 (注3)
	東日本大震災復興特別会計
	食料安定供給特別会計
農林水産省	国有林野事業債務管理特別会計
	東日本大震災復興特別会計
	エネルギー対策特別会計 (注2) (注5)
経済産業省	特許特別会計
	東日本大震災復興特別会計
   国土交通省	自動車安全特別会計
	東日本大震災復興特別会計
   環境省	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定・電源開発促進勘定) (注2) (注5)
	東日本大震災復興特別会計
防衛省	東日本大震災復興特別会計

- (注1) 交付税及び譲与税配付金特別会計については、内閣府及び総務省の所掌事務により会計を区分して財務書類を作成している。
- (注2) エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定については、内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省の所掌事務により勘定を区分して財務 書類を作成している。
- (注3) 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定については、内閣府及び厚生労働省の所掌事務により勘定を区分して財務書類を作成している。
- (注4) 復興庁については、平成25年度以降一般会計予算が措置されていないことから、東日本大震災復興特別会計財務書類(復興庁所管分)を省 庁別財務書類としている。
- (注5) エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定については、経済産業省及び環境省の所掌事務により勘定を区分して財務書類を作成している。

(出典:「令和3年度 国の財務書類(一般会計+特別会計)」fy2021gassan(mof.go.jp))

また、国の事業の全体像を分かり易く捉えるために、 務関連性があるものとみなして連結対象としている」と 国の事務事業と一体的に業務を実施している法人を連結 した省庁別連結財務書類も作成されている。連結対象範 囲の考え方は、連結財務書類の注記に、「一般会計及び 特別会計に加えて、各省庁から監督を受けるとともに、 財政支出を受けている特殊法人、認可法人、独立行政法 人、国立大学法人等(以下連結対象法人という。)を連 結している。」「なお、連結対象法人の子会社のうち連結 対象法人から出資を受けているもの(連結対象法人から の出資が僅少なものを除く。) についても、各省庁と業

記載されている。令和2年度では連結対象法人は次表の とおり201法人であり、令和元年度の202法人と比較し 1法人減少しているが、これは国立大学法人名古屋大学 と国立大学法人岐阜大学が統合し、国立大学法人東海国 立大学機構となったことによる減少である。

# 連結対象法人一覧

(単位:百万円)

		国からの		連結対象
所管	連結対象法人	出資累計額	出資割合	子会社数
○事業団(1法人)				J.
文部科学省	日本私立学校振興・共済事業団	108,677	100.0%	
○公庫(1法人)				<u>'</u>
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	111,027	100.0%	
○特殊会社(15法	人)			
総務省	日本郵政株式会社(注)	4,550,414	56.9%	9社
	株式会社日本政策投資銀行	2,097,904	100.0%	39社
財務省(3法人)	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	2,551	50.0%	
	株式会社国際協力銀行	1,813,800	100.0%	2社
財務省他2省	株式会社日本政策金融公庫			
	(国民一般向け業務勘定)	3,179,238	100.0%	
(財務省)	(信用保険等業務勘定)	3,503,984	100.0%	
	(危機対応円滑化業務勘定)	995,960	100.0%	
(農林水産省)	(農林水産業者向け業務勘定)	424,823	100.0%	
	(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定)	2,546,937	100.0%	
(経済産業省)	(中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)	24,476	100.0%	
	(特定事業等促進円滑化勘定)	267	100.0%	
経済産業省	株式会社日本貿易保険	794,905	100.0%	
	東日本高速道路株式会社	105,000	100.0%	24社
	中日本高速道路株式会社	130,000	100.0%	23社
	西日本高速道路株式会社	95,000	100.0%	27社
国土交通省	首都高速道路株式会社	13,499	49.9%	16社
(8法人)		9,999	49.9%	13社
	本州四国連絡高速道路株式会社	5,330	66.6%	3社
	成田国際空港株式会社	181,999	100.0%	11社
	新関西国際空港株式会社	553,041	100.0%	1社
環境省	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	38,024	100.0%	
○その他の特殊法』	- 人(4法人)			
 内閣府	沖縄科学技術大学院大学学園	-	-	
法務省	日本司法支援センター	351	100.0%	
厚生労働省	全国健康保険協会	7,059	100.0%	
(2法人)	日本年金機構	100,075	100.0%	
○認可法人(4法人				I.
	預金保険機構	31,170	99.0%	7社
厚生労働省	外国人技能実習機構	193	100.0%	
農林水産省	農水産業協同組合貯金保険機構	2,055	90.1%	
経済産業省	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	7,000	50.0%	
○独立行政法人(8	, 87法人)	·		I.
	国立公文書館	7,179	100.0%	
	北方領土問題対策協会	256	100.0%	
内閣府(4法人)	日本医療研究開発機構	147,624	100.0%	
	国民生活センター	8,901	100.0%	
	情報通信研究機構	143,821	100.0%	
総務省(3法人)	統計センター	-	-	
	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	7,000	100.0%	
124/12 /27+ 17	国際協力機構	8,264,620	100.0%	
外務省(2法人)	国際交流基金	77,729	100.0%	
	酒類総合研究所	8,302	100.0%	
財務省(3法人)	造幣局	59,691	100.0%	
	国立印刷局	112,921	100.0%	
	国立特別支援教育総合研究所	6,048	100.0%	
文部科学省	大学入試センター	11,591	100.0%	
(22法人)	国立青少年教育振興機構	113,514	100.0%	
(22/4) ()		3,615	100.0%	

=r ***	\±/++1.6-\+-1	国からの	ili Stetul A	連結対象
所管	連結対象法人	出資累計額	出資割合	子会社数
	国立科学博物館	68,043	100.0%	
	物質・材料研究機構	73,484	100.0%	
	防災科学技術研究所	58,902	100.0%	
	量子科学技術研究開発機構	87,076	100.0%	
	国立美術館	81,019	100.0%	
	国立文化財機構	104,713	100.0%	
	教職員支援機構	3,891	100.0%	
	理化学研究所	250,749	95.1%	1社
文部科学省	宇宙航空研究開発機構	544,243	99.9%	
(22法人)	科学技術振興機構	708,095	99.9%	
	日本芸術文化振興会	246,712	100.0%	
	日本学術振興会	676	99.8%	
	日本スポーツ振興センター	257,354	100.0%	
	海洋研究開発機構	81,107	99.9%	
	日本学生支援機構	100	100.0%	
	大学改革支援・学位授与機構	8,780	100.0%	
	国立高等専門学校機構	278,107	100.0%	İ
	日本原子力研究開発機構	801,504	98.0%	
	医薬品医療機器総合機構	1,179	100.0%	
	医薬基盤・健康・栄養研究所	53,008	100.0%	
	福祉医療機構	496,866	100.0%	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	15,189	100.0%	
	勤労者退職金共済機構	1	100.0%	
	年金積立金管理運用独立行政法人	100	100.0%	
	労働者健康安全機構	153,784	100.0%	
	労働政策研究・研修機構	6,015	100.0%	
厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構	91,578	99.8%	
(17法人)	国立病院機構	202,905	100.0%	
	地域医療機能推進機構	85,491	100.0%	
	国立がん研究センター	91,662	100.0%	
	国立循環器病研究センター	28,691	100.0%	
	国立精神・神経医療研究センター	37,329	100.0%	
	国立国際医療研究センター	67,888	100.0%	
	国立成育医療研究センター	36,382	100.0%	
	国立長寿医療研究センター	10,333	100.0%	
	農林水産消費安全技術センター	10,110	100.0%	
	家畜改良センター	48,160	100.0%	
	農業・食品産業技術総合研究機構	335,191	98.9%	
	国際農林水産業研究センター	8,470	100.0%	
農林水産省	森林研究・整備機構	823,207	100.0%	
(9法人)	水産研究・教育機構	63,136	100.0%	
	農畜産業振興機構	30,554	100.0%	
	農業者年金基金	-		
	農林漁業信用基金	143,888	80.7%	
	経済産業研究所	- 115,000		
	工業所有権情報・研修館	_		
	在業技術総合研究所	284,741	100.0%	
	製品評価技術基盤機構	19,010	100.0%	
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	72,168	99.8%	
(9法人)	日本貿易振興機構	44,713	100.0%	
	情報処理推進機構	19,995	100.0%	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,046,533	100.0%	
	中小企業基盤整備機構	1,114,855	99.9%	
国土交通省	土木研究所	36,993	100.0%	
(15法人)	建築研究所	22,384	100.0%	

(単位:百万円)

所管	連結対象法人	国からの	出資割合	連結対象
	海上・港湾・航空技術研究所	出資累計額	100.00/	子会社数
	海上・冷冷・机空技術研究所 海技教育機構	52,376 19,263	100.0%	
	航空大学校		100.0%	
	自動車技術総合機構	4,915 24,867	100.0%	
	自動車技術総立機構   鉄道建設・運輸施設整備支援機構	115,169	100.0%	
国土交通省	国際観光振興機構	958	100.0%	
(15法人)	水資源機構	4,837	100.0%	241
	都市再生機構	1,073,768	99.8%	3社
	奄美群島振興開発基金	11,001	61.9%	
	住宅金融支援機構	701,475	100.0%	
	日本高速道路保有・債務返済機構	4,119,652	72.9%	
	空港周辺整備機構	300	75.0%	
	自動車事故対策機構	13,081	99.3%	
環境省(2法人)	国立環境研究所	36,793	100.0%	
B1 (45 1)	環境再生保全機構	15,954	100.0%	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	848	100.0%	
○国立大学法人(		454570	4.00.004	I
	北海道大学	154,570	100.0%	
	北海道教育大学	41,257	100.0%	
	室蘭工業大学	13,355	100.0%	
	小樽商科大学	3,672	100.0%	
	帯広畜産大学	4,432	100.0%	
	旭川医科大学	1,027	100.0%	
	北見工業大学	4,331	100.0%	
	弘前大学	25,532	100.0%	
	岩手大学	54,266	100.0%	
	東北大学	192,192	100.0%	4社
	宮城教育大学	22,018	100.0%	
	秋田大学	20,411	100.0%	
	山形大学	52,827	100.0%	
	福島大学	26,996	100.0%	
	茨城大学	38,800	100.0%	
	筑波大学	230,333	100.0%	
	筑波技術大学	11,008	100.0%	
	宇都宮大学	73,540	100.0%	
文部科学省	群馬大学	35,617	100.0%	
(85法人)	埼玉大学	66,656	100.0%	
	千葉大学	150,621	100.0%	
	東京大学	1,045,213	100.0%	5社
	東京医科歯科大学	75,590	100.0%	
	東京外国語大学	40,250	100.0%	
	東京学芸大学	164,788	100.0%	
	東京農工大学	84,658	100.0%	
	東京芸術大学	56,136	100.0%	
	東京工業大学	179,444	100.0%	
	東京海洋大学	104,406	100.0%	
	お茶の水女子大学	80,771	100.0%	
	電気通信大学	37,968	100.0%	
	一橋大学	157,797	100.0%	
	横浜国立大学	97,453	100.0%	
	新潟大学	65,290	100.0%	
	長岡技術科学大学	14,207	100.0%	
	上越教育大学	14,510	100.0%	
		39,953	100.0%	
	富山大学	56,323	100.0%	

(単位:百万円)

所管	連結対象法人	国からの	出資割合	連結対象
/// =		出資累計額		子会社数
	福井大学	50,665	100.0%	
	山梨大学	34,219	100.0%	
	信州大学	46,984	100.0%	
	静岡大学	48,991	100.0%	
	浜松医科大学	5,261	100.0%	
	東海国立大学機構	111,280	100.0%	
	愛知教育大学	43,693	100.0%	
	名古屋工業大学	28,576	100.0%	
	豊橋技術科学大学	18,443	100.0%	
	三重大学	17,420	100.0%	
	滋賀大学	20,256	100.0%	
	滋賀医科大学	14,099	100.0%	
	京都大学	268,182	100.0%	3;
	京都教育大学	35,509	100.0%	
	京都工芸繊維大学	29,640	100.0%	
	大阪大学	284,638	100.0%	3:
	大阪教育大学	75,172	100.0%	
	兵庫教育大学	12,418	100.0%	
	神戸大学	121,751	100.0%	
	奈良教育大学	15,975	100.0%	
	奈良女子大学	28,793	100.0%	
	和歌山大学	27,175	100.0%	
	鳥取大学	35,145	100.0%	
文部科学省	島根大学	38,738	100.0%	
85法人)	岡山大学	69,642	100.0%	
	広島大学	147,209	100.0%	
	山口大学			
		16,222	100.0%	
	徳島大学	46,734	100.0%	
	鳴門教育大学	13,182	100.0%	
	香川大学	24,852	100.0%	
	愛媛大学	36,050	100.0%	
	高知大学	26,518	100.0%	
	福岡教育大学	25,699	100.0%	
	九州大学	146,151	100.0%	
	九州工業大学	41,620	100.0%	
	佐賀大学	47,345	100.0%	
	長崎大学	56,186	100.0%	
	熊本大学	66,912	100.0%	
	大分大学	31,050	100.0%	
	宮崎大学	41,286	100.0%	
	鹿児島大学	70,643	100.0%	
	鹿屋体育大学	6,317	100.0%	
	琉球大学	14,872	100.0%	
	政策研究大学院大学	17,506	100.0%	
	北陸先端科学技術大学院大学	16,017	100.0%	
	奈良先端科学技術大学院大学	18,680	100.0%	
	総合研究大学院大学	4,143	100.0%	
)大学共同利用	機関法人(4法人)			
	人間文化研究機構	32,502	100.0%	
文部科学省	自然科学研究機構	75,035	100.0%	
4法人)	高エネルギー加速器研究機構	50,426	100.0%	
	情報・システム研究機構	28,259	100.0%	
		20,233		

<sup>(</sup>注)日本郵政株式会社の「国からの出資累計額」及び「出資割合」には、国の財務書類上「有価証券」として保有する株式に対する出資額 1,882,462百万円を含めて表示している。

(出典:「令和2年度 連結財務書類」15頁 (fy2020renketu.pdf (mof.go.jp)))

#### (2) 各財務書類の体系

「国の財務書類」は、次の4表及び附属明細書により 体系化されている。

### ① 「貸借対照表」:会計年度末の資産、負債の状況を明 らかにする

貸借対照表は企業で作成されるものとほぼ同様の形態 だが、企業では「純資産」に相当する部分が「資産・負 債差額」とされている点に特徴がある。これについて は、「国の資産は必ずしも将来の支払い財源とはならな いことや、さらに、一定の仮定に基づき資産評価を行わ ざるを得ないことなどから、資産と負債の差額について 積極的な位置付けは見出しにくく」(「国の財務書類」ガ イドブック 26頁 (令和4年1月財務省主計局))、「純 資産」ではなく「資産・負債差額」として整理すること とされている。この資産・負債差額は、経年変化を踏ま えた分析を行うことで、国の財政状況がどのように好転 もしくは悪化しているかを見ることにも活用されてい る。また、資産には道路や河川などの売却が想定されな い公共用財産が含まれており、負債については、将来、 国が償還を必要とする国債等(国の借金であり、国民に とっては国に対する債権と言える)も表示されている。

### ② 「業務費用計算書」:業務実施に伴い発生した費用を 明らかにする

国においては、国民等から強制的に徴収された税収等 を、国会の議決(憲法第85条)に基づき予算(財源) として配分し、各省庁は予算の目的に従って執行(費 用)する。企業のように費用を投入し収益を得る形態と は異なり、財源の範囲において事業を執行することとな るため、費用収益対応関係は企業会計の前提とは異なっ ている。業務を実施するにあたり投入コストに対してど の程度のアウトプット、アウトカムが生じたかが重要で あり、期間における稼得利益を算出する「損益計算書」

を作成することは適当ではないとされ、費用発生の状況 に着目したコスト情報としての業務費用計算書を作成す ることとされている。業務費用計算書は、企業会計に準 じた手法により、国のフローの財政規模を示している。

### ③ 「資産・負債差額増減計算書」:貸借対照表の資産・ 負債差額の増減の状況を明らかにする

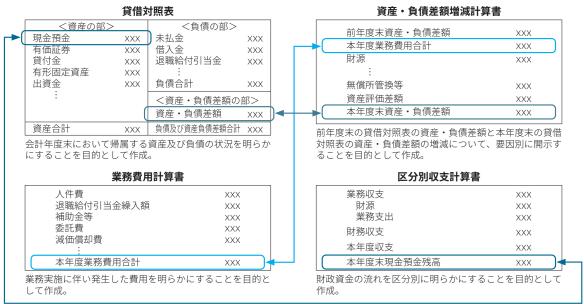
国の資産・負債差額が、当該年度にどのような要因で 増減したかを明らかにするため、業務費用額(マイナス 要因)に加え、財源である税収等(プラス要因)や、業 務費用に計上されない資産評価差額(有価証券等の評価 差額や国有財産台帳の価格改定による評価見直し差額な ど)、為替換算差額(外国為替資金特別会計が保有する 外貨建金銭債権債務の評価替え)など「資産・負債差 額」のすべての増減要因別に、前年度末と本年度末の資 産・負債差額の増減内訳を表示している。資産・負債差 額増減計算書は、企業会計に準じた手法により、国のフ ローの財政状況を表す情報のひとつともなっている。

### ④ 「区分別収支計算書」:財政資金の流れを区分別に明 らかにする

区分別収支計算書は、企業におけるキャッシュ・フロ 一計算書に相当する。「業務収支」と「財務収支」に区 分され、「財務収支」が公債発行や償還などの国の資金 調達や返済に関する収支を計上し、財務収支以外の活動 は「業務収支」に計上される。業務収支は、さらに「財 源」と「業務支出」に区分されており、「財源」は租税 等の収入が計上され、「業務支出」は公共用財産の取得 に係る「施設整備支出」と施設整備以外の人件費、年金 給付費や補助金、地方交付税等の状況を示す「業務支出 (施設整備支出を除く)」に区分される。国の歳入歳出決 算を基礎として作成される。

これら4表の相関関係は、次図のとおり。

#### 財務書類の体系



(出典:「国の財務書類」ガイドブック5頁(令和4年1月 財務省主計局)(guidebook.pdf (mof.go.jp)))

# 3. 会計検査院の検査と国会報告

#### (1) 会計検査院検査の概要

特別会計法第19条第1項の規定及び特別会計に関する 法律施行令(平成19年政令第124号、以下、特別会計 法施行令という) 第35条に基づき、所管大臣は特別会 計の資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報 を企業会計の慣行を参考として作成された書類(特別会 計財務書類)を、翌年度の10月31日にまでに財務大臣 に対して送付し、内閣はこれを同年度の11月15日まで に会計検査院に送付、その後、検査を受ける。

(特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124 号)第35条)

#### (書類の送付期限等)

第三十五条 法第十九条第一項の書類は、翌年度の 十月三十一日までに財務大臣に送付しなければなら ない。

- 2 内閣は、前項の書類を同項に規定する年度の十 一月十五日までに会計検査院に送付しなければな らない。
- 3 内閣は、会計検査院の検査を経た前項の書類を 第一項に規定する年度に開会される常会において 国会に提出するのを常例とする。

会計検査院では、正確性、合規性等の観点から、全て の特別会計財務書類を、特別会計法、特別会計法施行 令、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務 省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき財務大臣が 財政制度等審議会の議を経て定める特別会計財務書類の 作成基準(平成20年財務省告示第59号)などに従った 適切なものとなっているかなどに着眼して検査をしてい る。検査の結果は、特別会計財務書類の作成基準等と異な る処理により特別会計財務書類の計上金額の表示が適切 とは認められないものを示す形で概要が公表されている。

#### 3 検査の結果

検査の結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの が、4府省が所管する1特別会計において1事項見受けられた。この1事項の内容を示すと、表のとおりである。 なお、上記の1事項については、環境省において所要の訂正が行われた。

(出典:会計検査院ホームページ「令和3年度特別会計財務書類の検査の結果」(tokukai r050127 01.pdf (jbaudit.go.jp))

#### 4. 最後に

平成12年に「国の貸借対照表(試案)」が公表されて から22年、平成17年に平成15年度分の国の財務書類が 公表されてから17年が経過し、その間、様々な媒体で 「国の財務書類」は取上げられ、国の財政状態の分析・ 研究に貢献しているが、一般国民への浸透度は依然向上 の余地が大きい。「国の財務書類」は、国にとって最上 位のステイクホルダーである国民に対して国会議決を経 た予算の執行結果を説明できる重要な手法のひとつであ り、非財務情報としてのアウトプット、アウトカムと合 わせ、次年度以降の予算編成、資産の形成や将来の負債 へも影響を与えることが期待されている。その内容は、 企業の有価証券報告書における財務情報にも劣らない情 報である。この国の財務書類から得られる国の財務情報 を活かすには、何よりも一層広く周知せしめ、年間に一 度であっても良いので国民的な大きな関心を集める広報 や啓発活動も重要ではないだろうか。一方で、国民は国 との関係において多様な利害関係をもって構成されてい るため、国民を利害関係の類型によってさらに複数の利 害関係グループに分け、それぞれが知りたい情報(ニー ズ)を正確に把握し、それに合わせた情報を開示する仕 組み作りも期待される。

国(省庁)では、より利活用しやすいように、PDFデ ータに加えエクセルでのデータ提供もホームページで行 ったり、財務省主計局では、「「国の財務書類」ガイドブ

ック」、「令和○年度「国の財務書類」のポイント」とい った分かり易い解説情報を提供している。引き続き、国 民の関心を高める取組みを拡大されることも期待した

次稿以降では、国の財務書類作成基準、事業別フルコ スト情報、国の財政会計制度などについて触れていく。

# 会計基準等開発動向

2023年4月10日時点

# 【企業会計基準委員会 ASBJ】

#### ■確定公表済

項目	内容	ステータス
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正への対応について、以下が想定されている。 ① 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討 ② グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無についての検討	2023年3月28日にグローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法が成立し、左記のうち②について、2023年3月31日に、実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」が公表された。また、①については、今後、検討することが予定されている。

### ■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計 基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理(リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。)について検討が行われている。	2019年3月に、借手のすべてのリースについて 資産及び負債を認識するリースに関する会計基 準の開発に着手することが決定された。 現在までに、関連する業界団体から意見聴取を 行った後、各論点について検討を行い、公開草 案の公表に向け審議が進められている。
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル(ECLモデル)と米国会計基準におけるモデル(CECLモデル)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。
パーシャルスピンオ フの会計処理	2023年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、事業を分離・独立させる手段であるスピンオフに関して、スピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフの会計処理について、今後、検討することが予定されている。	2023年4月より検討を開始することが予定されている。

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」 又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの 発行・保有等に係る 会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙(https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf)が公表された。
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2022年8月より検討が開始されている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

# ■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会 計処理及び開示の取 扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議(2021年11月29日開催)においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2) (3) について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議(2022年3月2日開催)では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議(2022年7月20日)では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
1人私募投信の会計 処理の明確化	昨今、いわゆる1人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1人私募投信の会計処理の明確化を検討するもの。	第47回基準諮問会議(2023年3月1日開催)において、実務対応レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。

# ■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

### ■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	会に報告されている。

# 【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

#### ■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのS1基準(サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項)に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのS1基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 ISSBよりS1基準の確定基準が2023年6月末までに公表されることを前提に、2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標として審議が行われる予定である。なお、論点リストが2023年4月6日付で更新されている。
日本版S2プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのS2基準(気候関連開示)に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのS2基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 ISSBよりS2基準の確定基準が2023年6月末までに公表されることを前提に、2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標として、審議が行われる予定である。なお、論点リストが2023年4月6日付で更新されている。

### ■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	ISSBのS2基準案に含まれていた「付録B『産業別開示要求』」に関しては、ISSBの審議において、当初は例示扱いとし、規範性がない(基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない)ものとすることが暫定決定されている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSB のS2基準案の付録Bに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとして当付録Bを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

# 【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び 手続を定めたもの

#### ■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

# ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
該当なし		

# 【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)	金融商品取引法により平成20年に導入された内部統制報告制度は、財務報告の信頼性の向上に一定の効果があったと考えられる一方でで、経営者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切性に関する懸念が指摘されており、またた会の構造されており、また、国際ではないのではないか等の制度の実際では、大の部統制の枠組みにおいて、経済社会の構造のでは、は、公司の内部統制をでは、大の部統制をでは、大の部統制を表したことがは、内部統制の中部統制をでは、大の部統制の対したことがは、大の部統制の事が表したことがは、大の部統制の事が表した。というには、大の部統制の事が表した。というには、大の部統制の事が表した。というには、大の部統制の事が、大きに、大の部統制を関係を対して、大の部統制を関係を対して、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	2023年4月7日付で、左記の意見書が公表された。 なお、改訂後の基準及び実施基準は、2024年4 月1日以後開始する事業年度における財務報告に 係る内部統制の評価及び監査から適用するとされている。
「財務計算に関する 書類その他の情報の 適正性を確保するた めの体制に関する内 閣府令の一部を改正 する内閣府令(案)」 等	2023年4月7日の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の改訂により、以下の報告書の記載事項が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。 ・内部統制報告書前年度に開示すべき重要な不備を報告した場合には、内部統制報告書において、付記事として、当該開示すべき重要な不備に対する是正状況を記載 ・訂正内部統制報告書事後的に内部統制報告書まおいて、具体的な訂正の経緯や理由等を記載 ・内部統制監査報告書の内部統制の評価結果において内部統制報告書の内部統制の評価結果において内部統制は有効でない旨を内部統制監査報告書において監査人の意見に含めて記載	2023年4月10日付で左記改正案が公表され、2023年5月12日まで意見募集が行われている。なお、改正後の規定は、公布の日(2024年4月1日)から施行する予定とされている。

「連結財務諸表の用		
語、様式及び作成方		
法に関する規則の一		
部を改正する内閣府		
令」等		

1. 連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令 ASB|が公表した企業会計基準第27号「法人税、│施行された。 住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改 正(2022年10月28日公表)を受け、連結財務 諸表規則について所要の改正が行われている。

2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定 める企業会計の基準を指定する件の一部改正 (1) ASBIが2022年12月31日までに公表した会 計基準を、連結財務諸表規則第1条第3項及び財 務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規 則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認め られる企業会計の基準とするもの。

(2)国際会計基準審議会が2022年12月31日まで に公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則 第93条に規定する指定国際会計基準とするもの。

2023年3月27日付で、左記の内閣府令等が公布・

# 連法律案等

四半期報告書制度の一・四半期報告書制度廃止

示に頻度を落とし(四半期報告書制度の廃止)、 上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期│定める日から施行することとされている。 報告書の提出を義務付けることとし、四半期報 | ただし、四半期報告書制度の廃止に関連する規 告書の提出に関する規定を削除する。

録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認 書並びに臨時報告書(これらの訂正書類も含む。) の公衆縦覧期間を5年に延長する。

2023年3月14日に左記内容を含む「金融商品取 廃止を含む金融庁関│(1)上場会社に対する期中の業績等の開示につい│引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出 て、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開 $^{\dagger}$ された。施行期日は、原則として、公布の日か ら起算して1年を超えない範囲内において政令で

> 定は、2024年4月1日から施行し(附則第1条第 (2)参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登 | 3号)、この施行の日より前に開始した四半期に ついては従前の例による(附則第2条第1号)と されている。

#### 【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

# デロイト トーマツ グループCFOプログラムよりご案内

デロイト トーマツ グループのCFOプログラムでは、CFOの皆様をナレッジの面から支援することを目的に、CFOアジェンダや日々直面している課題をテーマとし、定期的な情報発信を行っています。グローバルに展開するプロフェッショナルファームとして、あらゆるキャリアのCFOに対し先進的な知見と新たなインサイトを提供します。

### **■** CFO Signals

現役CFOの意識調査を四半期毎に実施、デロイトの専門家による分析を加えたレポートとして発行

#### ■ CFO Insights

毎月、税務、M&A、デジタルなど各方面の専門家による最新の知見を提供

ご興味のある方は下記よりデロイト トーマツ グループ CFO Programの詳細をご覧ください。 https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/topics/c-suite-agenda.html



# 会計情報

発行日 令和5年4月20日(毎月20日発行)

第561 5月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ

テクニカルセンター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング

Tel.03-6213-1070 Fax.03-6213-1145

MailAddress:trc\_mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ http://www.deloitte.com/jp/audit トーマツ会計情報 http://www.deloitte.com/jp/atc

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

# Deloitte.

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワーク のメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ ツルサルティング合同会社、デロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧くだい。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーステームであり、保証有限責任会社です。プロイト アパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド (\*DTTL\*)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約の呼呼・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

